

令和3年

# 双葉町議会会議録

第4回定例会

12月7日開会～12月9日閉会

双葉町議会

## 令和3年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 (12月7日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第106号から議案第122号までの一括上程	7
議案第106号から議案第122号までの提案理由の説明	8
散 会	10

### 第 2 日 (12月8日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため議場に出席した者の職氏名	14
開 議	15
議事日程の報告	15
一般質問	15
3 番 作 本 信 一 君	15

発言の訂正 .....	1 9
6番 岩本久人君 .....	2 0
2番 小川貴永君 .....	2 7
5番 菅野博紀君 .....	3 2
1番 山根辰洋君 .....	4 7
散    会 .....	5 4

第 3 日 (12月9日)

議事日程 .....	5 5
出席議員 .....	5 6
欠席議員 .....	5 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	5 6
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	5 6
開    議 .....	5 7
議事日程の報告 .....	5 7
発言の訂正 .....	5 7
議案第106号の質疑、討論、採決 .....	5 7
議案第107号の質疑、討論、採決 .....	5 8
議案第108号の質疑、討論、採決 .....	5 8
議案第109号の質疑、討論、採決 .....	5 9
議案第110号の質疑、討論、採決 .....	6 0
議案第111号の質疑、討論、採決 .....	6 0
議案第112号の質疑、討論、採決 .....	6 1
議案第113号の質疑、討論、採決 .....	6 1
議案第114号の質疑、討論、採決 .....	6 2
議案第115号の質疑、討論、採決 .....	6 2
議案第116号の質疑、討論、採決 .....	6 8
発言の訂正 .....	6 9
議案第117号の質疑、討論、採決 .....	7 0
議案第118号の質疑、討論、採決 .....	7 0
議案第119号の質疑、討論、採決 .....	7 1
発言の訂正 .....	7 2
議案第120号の質疑、討論、採決 .....	7 4

議案第121号の質疑、討論、採決 .....	75
議案第122号の質疑、討論、採決 .....	76
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 .....	77
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	77
議員派遣変更の件 .....	77
閉 会 .....	78

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

3 双葉町告示第 4 1 号

令和 3 年第 4 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 3 年 1 2 月 7 日 (火)  
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君  
3番 作本信一君  
5番 菅野博紀君  
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君  
4番 石田翼君  
6番 岩本久人君  
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

## 令和3年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第106号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第107号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第108号 双葉町営住宅条例の全部改正について
- 日程第8 議案第109号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第110号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第111号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第112号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第113号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第114号 双葉町下水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第115号 下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の一部変更について
- 日程第15 議案第116号 財産の処分について
- 日程第16 議案第117号 財産の処分について
- 日程第17 議案第118号 財産の処分について
- 日程第18 議案第119号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第120号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第121号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第122号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

---

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、作本信一君、4番、石田翼君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、11月30日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月9日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日までの3日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) おはようございます。令和3年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

9月22日、中野地区復興産業拠点への企業立地協定を株式会社丸井と、また10月8日に双葉グリーン土木株式会社とそれぞれ締結しました。これによりまして、20件、24社との立地協定を締結しております。

10月1日9時から、町道新山鴻草線及び町道鴻草寺松線の一部区間の帰還困難区域内の特別通過交通制度の運用を開始しました。今回の特別通過交通制度の適用については、地元行政区との調整や、住民へのバリケード種類とバリケード設置の意向調査を行い、原子力災害現地対策本部その他関係機関との調整が整ったことから、双葉地方広域市町村圏組合が管理する斎場「聖香苑」の事業再開に合わせて、双葉町側からの立入りも可能となり、今後の町内の特定復興再生拠点区域内での準備宿泊、避難指示解除後の医療機関や買物へのアクセス道路となることが期待されます。また、両路線は、8時から18時までの時間制限付ではありますが、通行証の所持、確認を要することなく、自由に通過交通できるようになり、本町の復旧・復興事業に資するものと考えております。

10月8日、株式会社NTTドコモとICTを活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定を締結しました。

10月16日、第8回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催され、双葉町は初戦で北塩原村と対戦し、見事に大会初勝利を挙げました。また、翌週の24日には川俣町と対戦し、惜しくも敗退はしましたが、最後まで粘り強くプレーされていました。コロナ禍の中、全員での練習ができない状況であっても、避難先から選手たちが集まっていたき、双葉町のために精いっぱいプレーされている姿を拝見し、町の復興に向けて力をいただきました。

10月23日、町立幼稚園、小中学校による合同文化祭「梅檀祭」が、仮設校舎体育館で開催されました。昨年と同様に会場が密にならないよう、観覧される保護者を入れ替えるなど、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、園児、小学生による劇や演奏、中学生は開校8年目となる町立学校仮設校舎を記録に残すための研究について発表を行いました。また、小学4年生から中学3年生は、標葉せんだん太鼓保存会の皆さんからご指導をいただいた、せんだん太鼓を披露するなど、日頃の練習の成果を存分に発揮しました。

10月26日から11月27日まで、福島県内外11会場において町政懇談会を開催いたしました。昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により開催を中止しましたが、今回は合計12回開催し、281人の町民の方々にご出席をいただきました。今回の町政懇談会では、まず私から挨拶の中で町の復興に関する取組状況について報告した後、住民生活課長から「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」、

いわゆる準備宿泊について説明を行い、町民の皆さんからご質問やご要望、ご意見等をいただきました。町政懇談会で出されたご意見等は、今後町議会等に内容を報告するとともに、町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

10月28日、城南信用金庫、あぶくま信用金庫をはじめとする全国の信用金庫が組織する、よい仕事おこしフェア実行委員会と信用金庫ネットワークを活用した包括的連携に関する協定を締結しました。

11月3日、いわき事務所において、令和3年度表彰式を挙行いたしました。今年度の表彰式は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、来賓者の規模を縮小して実施いたしました。式では、特別功労表彰として2名の方、功労表彰として3名の方を表彰し、功労賞並びに表彰状と記念品をお贈りしました。また、永年勤続表彰として7名の方、感謝状として1自治体を表彰し、表彰状と記念品をお贈りしました。表彰を受けられた皆さんには、これまで地方自治の発展や住民福祉の向上並びに双葉町民への支援に貢献されましたことに対して心から感謝の意を申し上げるとともに、双葉町の復旧・復興に向けた諸課題への対応に、今後とも一層のお力添えをお願い申し上げた次第です。

11月15日、双葉町仮設庁舎起工式を現地で行い、工事の安全を祈願いたしました。仮設庁舎については、来年の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除の目標に合わせて、令和4年6月末頃までに整備を完了し、同年8月末頃の業務開始を目指してまいります。

11月16日、復興まちづくり計画（第三次）の策定に当たり、町内の各種団体推薦の委員16名による復興町民委員会の第1回目を開催いたしました。今後、各委員の意見を伺いながら計画策定を進めてまいります。

12月1日、国立大学法人長崎大学と放射線に対する健康不安に関する相談体制を整備するため包括連携協定を締結しました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が2件、条例の全部改正が1件、条例の一部改正が6件、請負契約の一部変更が1件、財産の処分が3件、令和3年度一般会計・特別会計補正予算（案）が4件、合わせて17件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第106号から議案第122号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第106号から日程第21、議案第122号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第106号から議案第122号までを一括上程いたします。

---

◎議案第106号から議案第122号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第106号から議案第122号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第106号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の特例に関する条例の制定についてであります。福島復興再生特別措置法の規定により、提出新産業創出等推進事業促進計画に基づき新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する新産業創出等推進事業施設等を新設または増設した事業者に対して課する固定資産税の課税の免除の措置を講ずるため、条例を制定するものです。

議案第107号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定についてであります。福島復興再生特別措置法の規定により、提出特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する特定事業活動施設等を新設または増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するものです。

議案第108号 双葉町営住宅条例の全部改正についてであります。今回の改正は、令和4年度から双葉駅西地区に新たに災害公営住宅及び再生賃貸住宅を整備することに伴い、入居者資格要件等の所要の改正を行うほか、民法の一部を改正する法律などを踏まえ、所要の改正をするものです。

議案第109号 双葉町税条例の一部改正についてであります。固定資産税の納期前の納付報奨金制度は、社会情勢の変化や、導入時の目的が達成されたこと、一括納付できない方には適用されないなど税の公平性を欠くことなどから、この制度を廃止するため改正するものです。

議案第110号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてであります。固定資産税の課税免除に係る対象区域を特定復興産業集積区域に重点化するなど、所要の改正を行うものです。

議案第111号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてであります。福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の特例に関する条例等の制定による適用条例が変更になるなど、所要の改正を行うものです。

議案第112号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の改正に伴い、地域経済牽引事業促進区域における課税免除の対象施設の設置期限を令和5年3月31日までに設定するなど、所要の改正を行うものです。

議案第113号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行するなど、所要の改正を行うものです。

議案第114号 双葉町下水道条例の一部改正についてであります。新たに中野地区に双葉水処

理センターを整備するため、終末処理場の名称及び位置を改正するものです。

議案第115号 下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の一部変更についてであります。これは、令和3年3月18日、双葉町議会定例会において議決をいただきました工事請負契約で、工事内容に変更が生じ、契約金額を1億6,195万5,200円に変更して契約締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第116号 財産の処分についてであります。環境省が実施している中間貯蔵施設整備事業用地に供するため町有財産を処分するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第117号 財産の処分についてであります。環境省が実施している中間貯蔵施設整備事業用地に供するため町有財産を処分するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第118号 財産の処分についてであります。環境省が実施している中間貯蔵施設整備事業用地に供するため町有財産を処分するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第119号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ46億3,701万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は407億8,496万2,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、特別交付税255万円を追加いたしました。

国庫支出金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費・事務費補助金の増などにより、5,903万円を追加いたしました。

県支出金は、福島県地域医療復興事業補助金の減などにより、1,475万3,000円を減額いたしました。

財産収入は、中間貯蔵施設整備事業、県防災林整備事業に伴う土地売払収入の増などにより、1億4,602万9,000円を追加いたしました。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金繰入金の増などにより、4,346万4,000円を追加いたしました。

諸収入は、公共財物に係る原子力損害賠償金の増などにより、44億69万4,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費は、来年1月以降に開始する準備宿泊に伴う宿泊費負担金の増などにより、2,439万4,000円を追加いたしました。

民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の増などにより、4,948万2,000円を追加いたしました。

衛生費は、町内医療施設設計業務委託料の減などにより、1,741万3,000円を減額いたしました。

農林水産業費は、石熊砂防ダム河川区域測量業務委託料の減などにより、387万3,000円を減額いたしました。

土木費は、橋梁補修工事の増などにより、882万6,000円を追加いたしました。

消防費は、福島県総合情報通信ネットワーク移設工事負担金の増などにより、880万9,000円を追加いたしました。

諸支出金は、公共施設整備基金積立金、東日本大震災復興基金積立金の増などにより、45億3,239万1,000円を追加いたしました。

また、債務負担行為の補正は、仮設庁舎ネットワーク整備事業、仮設庁舎備品購入、福島県総合情報通信ネットワーク移設工事負担金の計3事業を追加いたしました。

議案第120号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ734万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億4,889万2,000円となります。

歳入は、県支出金に保険給付費等交付金733万4,000円、繰入金に一般会計繰入金1万円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に共済費1万円、保険給付費に高額療養費に係る負担金として100万円、国民健康保険事業費納付金に医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の額確定により633万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第121号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,842万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は19億8,250万7,000円となります。

歳入は、繰入金が一般会計繰入金を374万4,000円の減額、諸収入に2,217万2,000円を追加いたしました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費に202万8,000円、下水道維持費に3,040万円をそれぞれ追加したほか、下水道建設費を1,400万円減額いたしました。

議案第122号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ211万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億7,301万6,000円となります。

歳入は、国庫支出金に介護保険事業費53万9,000円を追加し、繰入金が一般会計からの事務費等繰入金36万9,000円の減額、諸収入に介護認定審査会運営費負担金過年度分返還金194万6,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費に17万円、予備費に194万6,000円をそれぞれ追加いたしました。

以上、提案いたしました議案等について、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時24分)

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

# 令和3年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月8日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 作 本 信 一 君

6番 岩 本 久 人 君

2番 小 川 貴 永 君

5番 菅 野 博 紀 君

1番 山 根 辰 洋 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

---

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、作本信一君の一般質問を許可いたします。

3番、作本信一君。

（3番 作本信一君登壇）

○3番（作本信一君） 皆さん、おはようございます。通告順位1番、議席番号3番、ただいま議長より一般質問の許可が出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番、帰還困難区域の除染について。国では、2024年度から帰還困難区域の除染について帰還を希望する住民の土地家屋等のみ除染を開始するとしておりますが、帰還意思のない住民、行政区の土地の除染については方針が示されておられません。このことについて町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、作本信一議員の質問にお答えいたします。

1、帰還困難区域の除染について。帰還困難区域における帰還意思のない住民、行政区の土地の除染についてのおただしですが、現在本町では東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、避難指示を発出しており、全町民が全国に避難している状況です。令和2年3月には両竹、浜野行政区を区域としていた避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示を解除いたしました。そして、平成29年9月に内閣総理大臣に認定されました双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、来年の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標に、復旧、復興に取り組んでまいりました。

一方で、本町を含めた帰還困難区域を抱える自治体から、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けて、国に対して避難指示解除に向けた方針の早期提示を要望してきたところですので。それを受け、

国において各自治体の課題、要望等を検討した結果、議員おただしの特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除については、本年8月に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合にて、その方針が決定されました。その内容は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組を進めるというものです。しかし、ご懸念の帰還意思のない住民の方々などや行政区が管理している土地などの取扱いについては、課題として残っております。

町としましては、閣議決定されております復興・創生期間後の東日本大震災からの復興の基本方針の中で、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との国の決意のとおり、国には帰還困難区域全域を避難指示解除するために必要な除染、解体を求めてまいりました。その考えは変わっておりません。

しかし、今回決定された特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方で示された内容では、住民の皆さんの帰還意向を確認することとなっています。そのため、石熊行政区からは既に要望書をいただいておりますが、国から、今後開催される行政区長会にて、国の取組について説明いただきます。

町としましては、政府方針を踏まえつつ、まずは帰還希望のある住民の皆さんに帰還・居住していただけるように環境整備をすることが重要であると考えており、そのための取組をしっかりと進めてまいります。一方、もともとあったコミュニティーを戻していくような取組も重要と考えており、一人世帯や少数世帯だけでなく、なるべく多くの住民の皆さんに帰還を検討していただけるようにするには今後どのように進めていくのがよいか、考えていきたいと思っております。

今後、地域のコミュニティー単位である各行政区としての考え方をまとめていただきまして、それを基に国に対して町の考えを主張し、協議、検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、帰還意向のない土地家屋に関しては、国においても今後の課題とされています。この点、早期に方針を明示するよう国には求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 帰還困難区域、もともと私たち双葉町内は、そんな放射能に汚染されたような土地ではありませんでした。だから、原発事故で全域汚染されましたので、国の言うとおりに、帰還意思のあるところだけ除染します、そんなばかな話ないと思います。本当に町民みんな憤慨しております。

それで、アリの巣状態で除染、国でやっていただいても、結局雨が降ったとか、台風が来た、そういう状況になれば、幾ら一部分だけ除染しても、また元に戻ると思います。

それで、ちょっと12月1日の新聞記事の一例なのですが、郡山市でため池の基準値が1キログラム当たり8,000ベクレルを超えたと、そういうような新聞記事がありました。10年たっても、まだこういうような状況が続いております。それで、郡山市522か所のため池を再調査。そして、基礎

調査費用が2億2,040万円。すごい金額かかるのです。

だから、我々双葉町の町民といたしましても、アリの巣状態の除染ではなく、そして先ほど町長も言いましたけれども、やはり全域除染を皆さんと一致団結して国に要望していかなければいけないと思うのです。だから、その辺で、我々議員も頑張りますので、町のほうも、町長さんも全力で国に要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、2番に移らせていただきます。医療体制について。令和4年6月以降には特定復興再生拠点区域内の避難指示解除、そして8月下旬には仮設庁舎での業務開始、さらに災害公営住宅の入居も10月には始まります。このことから、医療体制を早急に整えていくことが重要なことだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、医療体制について。医療体制の整備についてのおたただしですが、町民の皆さんの帰還に伴い、医療に対する安全安心のため、医療体制を整えることは重要なことと考えます。双葉町内医療施設につきましては、帰町された町民の皆さん、そして移住される方のために、双葉駅西側に整備を進めています災害公営住宅・再生賃貸住宅一団地の一角に、町民の方々の医療に対する安全安心を確立するとともに、不安を払拭する施設となるように、1次医療機関としての診療所を整備するため、現在、令和4年2月を工期として設計業務を委託しております。その後の建設工事は、開設準備期間を含めて8か月ほど見込みますが、令和4年の町民の皆さんの帰還からあまり遅れない時期でしっかりと対応できるよう、診療所施設の整備に取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 再質問させていただきます。

帰還に合わせて診療所開設するという町長さんのご答弁でありましたが、これ医師等とかの手配は、もう既に人員等は確保してあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 作本議員の再質問にお答えいたします。

医師等の確保ということでのおたただしだったと思いますが、その件につきましては、大分前から双葉町にありました厚生病院、厚生連との協議の中で要請をずっとしておりまして、まだ発表できる段階には至っておりませんが、協議を進めて、ほぼほぼ医師の派遣、医療スタッフの派遣、そういったものに関しては、皆さんにそう遠くない時期に公表できるような状況になってきていると思います。そういった部分では、帰町される町民の皆さんに1次医療をしっかりと提供できるような状況になるというふうに思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 再々質問させていただきます。

どういう状況になるか分かりませんが、隣の大熊町においては、週1回しか診療していない

のですよね、大熊診療所。それも火曜日の午前中のみらしいです。だから、役場職員も戻ります。あとは町民も、何人戻るか分かりませんが、ただ診療日が週に半日だけとか、こういう状況になると、やはり戻った町民も、役場職員の方も、我慢しようというふうなことになると思うのです。だから、大熊さんにはちょっと失礼ですけども、診療所開業するのであれば、2日に1回、週に3日ぐらいは何とか開けていただくような方向でお願いしたいのですけれども、その辺お聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 作本議員の再々質問にお答えいたします。

おただしのとおり、それぞれの自治体の医療施設に関して、それぞれの事情がおりだと思っておりますので、そのことに関してはそれぞれの自治体の考え方だと思っておりますし、今ご指摘ありました、週1日の診療ではというふうな意味として受け取っておりますが、そういったことに関しましても、受診者の数の意向なども踏まえて、診療日数の調整を行っていきたいと思っております。また、両隣、浪江町、大熊町、両隣の町ですが、そういった行政同士として1週間のうち、1週間7日全て開設している医療施設は今のところございません。そういった部分で、お互い補完できる部分は補完できるように対応していきたいというふう考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 本当に町民の安全安心がかかっていますので、よろしくお願いします。

続きまして、3番、除染後の民有地の土地活用について。特定復興再生拠点区域内の家屋解体、土地の除染が進められており、空き地となった土地には各避難先から双葉町民が土地の管理のために町内を訪れています。高齢になって行くのが大変だ、事情があって町にはもう戻れないため先祖伝来の土地について悩んでいる町民もおります。町でも空き地・空き家バンクについては創設に向けて検討していることと存じますが、運用時期がいつ頃になるのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、除染後の民有地の土地活用について。空き地・空き家バンクの運用時期についてのおただしですが、一般社団法人ふたばプロジェクトにおきまして、町への帰還、移住を促し、地域活性化を図るために、町内の利用可能な空き地・空き家の情報を収集して、利活用を望んでいる方々とのマッチング支援を行うために、現在、空き地・空き家バンク創設に向けて準備をしているところであります。空き地・空き家バンクの運用時期につきましては、令和4年6月を目標に進めているところです。

また、ふたばプロジェクトは、令和元年7月に福島復興再生特別措置法による帰還環境整備推進法人の指定を受け、空き地・空き家の実態把握や対策検討、所有者検索等に係る調査費用、空き地・空き家の有効活用による公的施設等の整備に要する経費などの交付金を受けられる団体になっており、空き地・空き家の利活用も含めて今後検討を進めていく予定であります。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 再質問いたします。

空き家バンク制度、双葉郡では広野、富岡、本町と3つまだスタートしておりません。浪江のやつなんか見ると、ホームページ開いていきますと、名前は出ていませんけれども、こういう土地がありますよとか、そういう情報が入っております。

何人かの人からも聞かれたのですけれども、もうお金がなくて生活できないとか、そういうことも聞きます。だから、少し土地を売れるのであれば土地を売りたい、そういう人もおります。あとは帰町が始まりましたら、今度固定資産も発生してきます。それで、固定資産もちょっと払いづらいとか、そういう意見も聞きます。そういう話も聞きますので、そういう町民の身になってやっぱりこれも進めていかななくてはならないのではないかと思います。

そしてまた、新しく移住を希望する方々も、住もうといっても土地がないではないですか。だから、その辺をやはり町のほうで、どういうふうな体制にするか分かりませんが、商工会のほうにちょっとお頼みするようになるのだと、どういうふうな形態でいくか、その辺は分かりませんが、そういう方々のためにもやっぱり土地をあっせんしたほうがいいのではないかと、そういうふうに思います。

そしてまた、個人売買が続きますと、万が一、今、双葉町再生に向けて一生懸命やっていますけれども、ちょっとわけの分からない不利益な会社あたりが来て将来ちょっと問題になるとか、そういうこともあり得ないとは限らないので、その辺、空き地・空き家バンク制度を活用しまして、健全な会社、また暴力団とか、そういう人が入らないような、そんな感じで見守ってやっていかないと、将来ちょっと心配になりますので、その辺よろしくお願いします。

これで私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前 9時22分

---

再開 午前 9時23分

○議長（伊藤哲雄君） 再開します。

---

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本議員の発言に関しまして訂正させていただきますので……

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前 9時23分

---

再開 午前 9時23分

○議長（伊藤哲雄君） 再開します。

3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 先ほどの一般質問において、「暴力団」という名称が出ましたのを、「反社会的勢力」に訂正いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま作本信一君から訂正を受けましたので、受理しますので、よろしくお願ひします。

---

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号6番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） おはようございます。6番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をやらせていただきます。

大きく2点についてお伺ひします。1番目、帰還困難区域全域の避難指示解除について。東京電力福島第一原発事故により指定された帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域から離れた区域に対し、政府は、2020年代に帰還を希望する住民が戻れるよう必要な箇所を除染して避難指示解除する方針を決定しました。しかしながら、拠点区域から外れた住民からは、憤りや不安の声が上がっております。町は帰還困難区域全域の除染、家屋解体等の実施を求めておりますが、今後町の方針として、帰還意向の確認と除染の開始の時期、また除染の範囲をどのようにするのか、考えをお伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、帰還困難区域全域の避難指示解除について。帰還意向の確認と除染開始の時期、また除染の範囲をどのようにするかとおただしですが、議員おただしのとおり、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除については、本年8月に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合にて、その方針が決定されました。その内容は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還意向を個別に丁寧に把握し、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組を進めるというものです。特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱いにつきましては、10月から開催してまいりました町政懇談会でも、町民の皆さんから特定復興再生拠点区域外の除染や家屋の解体などはどうなるのかというご質問をいただいております。

議員おただしの帰還意向の確認、除染開始の時期、そして除染の範囲については、実務的には今後

国と町とで協議を重ねていくこととなります。現時点では、帰還意向については、すぐに帰還について判断できない町民の方々にも配慮して、複数回実施していくこと、除染開始時期については、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、これは2024年度を目途として開始すること、そして除染範囲は、帰還する町民の皆さんの生活環境の放射線量を着実に低減し、町民の皆さんの放射線不安に対する安心感につなげるため、地理的環境や周辺環境なども踏まえて、十分に町と協議、検討していくと聞いております。そのため国から、今後開催される行政区長会にて国の取組について説明いただきます。町としましては、政府方針を踏まえつつ、まずは帰還希望のある住民の皆さんに帰還・居住していただけるように環境整備することが重要であると考えており、そのための取組をしっかりと進めてまいります。

一方、もともとあったコミュニティーを戻していくような取組も重要と考えており、なるべく多くの町民の皆さんに帰還を検討いただけるようにするには今後どのように進めていくのがよいか考えていきたいと思っております。その際、地域のコミュニティー単位である各行政区としての考え方をまとめていただきまして、それを基に国に対して町の考えを主張し、協議、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 再質問させていただきます。

平成29年の9月に特定復興再生拠点区域555ヘクタールを認定されてから、来年6月頃に避難指示解除の目途がつかしました。4年と9か月、5年を切るようなことになろうかと思うのですが、まだまだ復旧、復興は途上にあるというふうに思いますけれども、ようやく町民が居住できる場所ができるわけです。しかし、町の7割以上が復興拠点区域外、家屋、屋敷も10年以上放置されて、雨漏り、動物で荒らされていて、農地も森林化されていて、帰りたくてもなかなか帰れない、住みたくても住めないような状態になっているわけです。

個別に、ただいま町長の答弁、そして先だっても国のほうから説明がございましたけれども、やはり2020年代というのは非常に町民にとっても不確実性な、ちょっと見通しが見えないような、そういう時期を示しているのかなというふうに思っています。2024年から除染を開始するということですが、速やかに、もう特定復興再生拠点区域が解除したら速やかに拠点区域外も除染、あと家屋解体等やってくれという行政区からの要望もございます。ですから、個別に住民の意向を確認するというような時間をかけているよりは、特定復興再生拠点区域と同じような扱いで、やはり家屋解体、除染等の手続を申請方式でやっていただきたいなど、それは同じ双葉町町民として当然思っていることではないかなというふうに思うのです。同等に、拠点区域と拠点区域外は同等な扱いをしていただきたい。そういう各行政区、拠点区域から外れた行政区の住民の皆さんの考えであるというふうに思っております。

今回の拠点区域外の避難指示解除に関する国の考え方は、具体的な復興再生の、その政治姿勢とい

うか、責任感というものが見えてこない感じがします。国のご都合主義とも感じられます。住民の皆さんに対して、帰る帰らないの判断で町民の間の分断を招くような決断をさせるのではなくて、先ほど言ったように、地域住民の皆さんの気持ちを尊重し、自分の判断で申請方式ができる方法を取るように国と協議をする余地がまだ残されているのではないかなというふうに思いますので、そこを町長粘り強く協議をしていただきたい、そういうふうに思っております。

それと、特定復興再生拠点区域は、特定復興再生拠点区域復興再生計画という計画書を策定して国に認定を受けております。拠点区域外はどういうふうになるのでしょうか。計画書を策定するのかどうか。特定復興再生拠点区域外復興再生計画というような計画書を出さないと、これやっぱり町民の皆さんも非常に先行きが見えないというふうに考えます。私も前の一般質問で、2024年を待たずして、やはり段階的に、まずどこから除染、家屋解体を先行的に取りかかるかというふうなことで、やっぱり拠点区域から拠点外を通る基幹道路、特に特通されている288号線とか、今回特通になった長塚鴻草線ですか、鴻草新山線ですか、浪江まで抜けられる旧道ですよ、ああいうところから、もういち早くやっぱり手をかけて、道路から20メートル範囲の宅地除染・解体、農地の除染等を早く着手すべきではないかと思うのです。ほかの町ではやっているところがあるわけですから。速やかに着手できるような、そういう復興計画、2020年代の時間軸を示していただきたいというふうに思いますが、その2点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

前の、今回の特定復興再生拠点区域の認定ではなく、認定のような取組というふうなおただし、これは今まだ、今回の帰還困難区域に関しての除染の方針というのが最後まで今決まっている状況ではありません。当然、地元自治体の意向を聞きながら検討対応するというふうに国からは言われておりますので、今議員からご指摘あったようなことも含めて国にしっかりと要望していきたいと思っております。

また、特通の部分、これは当然だと思います。当然、特別通過交通なんていう不思議な道路のやり方というよりも、そこが普通に通行できて住民の皆さんが生活できるような生活道路として再開するというのは当たり前の考えだと思いますので、そこもしっかりと国に、協議をしながら、町としての意向を示していきたいと思っております。

おおむねいろいろなものに関しましては、ほとんど国との協議で決めていくような形になりますから、双葉町の事情は事情としてしっかり国に訴えて、双葉町の特殊な状況を理解をしてもらって対応してもらおうと、そういうふうに考えております。

2024年の話もありました。当然我々はもっと早くやるべきだろうと思っておりますので、そういうふうな協議も含めて取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 再々質問になりますけれども、今町長のおっしゃったとおり、まず協議を積

み重ねていくということだと思います、国と。それで諦めずにやるということだと思うのですけれども、我々双葉町は、これまでも国に早期の全域帰還困難区域解除ということで、我々は中間貯蔵を、とにかく多くの地権者の犠牲を払って受け入れていると、廃炉もまた何十年かかるか分からないという、そういう負の遺産を抱えているという状況でありますから、町長が言うように、我々は特別な地域なのだと、双葉、大熊はということで、それは議会も一緒に粘り強くこれから要望をしていかななくてはいけないと思うのですけれども、先ほど町長からも、行政区単位のコミュニティーの再生、これは重要なことです、それは拠点の中も、拠点の外も、とにかくばらばらになった双葉町各行政区単位ですから、なかなか取り戻すことは難しいのですけれども、このコミュニティーの再生のためにも、まず町長の言うように全域除染、それがまずもう第一、大前提でありますから、町政懇談会の中でも行政区長さんに骨を折っていただくというようなことですが、やっぱり広域的に皆さん、地区の皆さんも避難しておりますから、区長さんもなかなか連絡を取れない住民の方もやっぱりいらっしゃると思うのです。地域を、俺は帰る、帰らないというようなことで、分断する恐れもやっぱり出てくるのかなというふうに思うので、そういった住民の意見が分かれるというようなことではなくて、やっぱり住民の皆さんの考えを最大限に尊重して、帰る、帰らないというにかかわらず、まずふるさとを元の姿に戻す、そのためにも、これは議会も一緒にやらなくてはいけないのですけれども、町が主導権を持って町民の希望に沿った対応をこれからしていかななくてはいけないのではないかなというふうに思っています。

国は、とにかく自治体とよく相談すると繰り返しておりますから、町民の声に耳を傾けながら、これからいかなることでやはり国と協議をして、住民の希望に沿うように進めていきたいというふうに思いますけれども、これからの協議の進め方についての町長のご決意をお聞かせください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

当然、帰還困難区域を抱える自治体の協議会の中で全て、まず各協議会、5つの自治体で構成しておりますけれども、帰還困難区域全て避難指示解除というふうな方針には変更がありません。当然、今回国から示された考え方に我々納得しているわけではありません。当然、全域の避難指示解除というのは、これ我々としてはやっていかななくてはならないということで今後とも取り組んでいくと。ただ、今回示された、戻りたいというふうな個人の判断、もうそれを最大限尊重するというふうな国のほうで明示しております。そういった部分で、国のほうと内々に意見調整をしておりますが、では行政区の中で一軒だけ戻りたいと、その一軒だけの家屋、土地、屋敷を解体したり除染して、そこで生活できますかという話なのです。これはあり得るわけではないですよ。そんなことで、まずコミュニティーの復活なんていうのはあり得ないし、ですからその辺の部分で丁寧に説明というか、地域住民の皆さん、各行政区単位の皆さんの意向をやはりある程度取りまとめないと、国との交渉というのも、我々もなかなか踏み込める交渉はできないと、そういった部分で、行政区長さんには大変

ですけれども、そういうふうな行政区としての、行政財産も当然行政区としてありますから、そういったものも含めて方向性のある程度示していただきたいという考えです。

もちろん個人の考え方が最優先されるような今回の方針ですけれども、それだけでは戻って生活できるような環境にはならないというふうに我々も捉えておりますから、それをどれだけ広範囲に幅広く国に認めてもらうかという今後の協議になると思っていますので、その辺はしっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） これまでも復興拠点区域の整備5年間、様々な環境省の除染のやり方等々に問題点、課題もありましたけれども、拠点区域外のこれからの整備も、これまでの経験を踏まえて確実に、町民の皆さんの希望に沿うよう、確実な除染がされますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、2番目に移らせていただきます。2番、再生可能エネルギー導入推進による持続可能なまちづくりについて。国は、2050年までに温室効果ガス実質排出をゼロとする脱炭素社会を目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」をいたしました。県も2040年頃には県内エネルギー需要の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目標としております。郡内の自治体においても「ゼロカーボンシティ宣言」を発し、脱炭素社会へ向けてチャレンジをしております。

当町においては、双葉町再生可能エネルギー活用推進計画の策定により、今後、太陽光発電設備など自然エネルギーを有効活用するまちづくりを目指しております。新たな産業創出とエネルギーの地産地消を実現する上で、町として今後の再生可能エネルギーの活用推進についてお考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、再生可能エネルギー導入推進による持続可能なまちづくりについて。双葉町における再生可能エネルギーの活用推進についてのおただしですが、双葉町においては、平成28年に「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画」を策定し、太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの活用可能性について検討いたしました。また、同じく平成28年に策定した「第二次双葉町復興まちづくり計画」において、両竹・浜野地区を再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンとして位置づけ、再生可能エネルギー拠点としての活用を検討しました。そして現在、両竹、鴻草渋川地区においてメガソーラー事業が導入され、2020年より発電が開始されています。

国においては、2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を地方自治体として公表した自治体をゼロカーボンシティとしており、近隣では例えば大熊町や浪江町などがゼロカーボンシティ宣言をしていると承知しています。

双葉町は現状、全町避難が継続しており、ゼロカーボンに向けた積極的取組が容易でない状況ではありますが、双葉駅西側地区に整備している復興公営住宅エリアや建設中の役場仮設庁舎において太

太陽光発電の導入を予定しています。こうした再生可能エネルギーの活用必要性は社会的にも認識されているところであり、双葉町としても、今後様々な事業、取組を行う際には、再生可能エネルギーの活用などゼロカーボンの考え方を常に持ちながら進めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 原発事故を経験した町だからこそ、地球環境に優しい再生可能エネルギーを可能な限り導入していくような、そういうまちづくり復興計画というのにも、その再生可能エネルギーの導入は該当するようなことだというふうに思っています。

それぞれこれは事業者主導なのですがけれども、両竹地区、鴻草渋川にも大規模なメガソーラー、太陽光発電が整備をしております。町としてもこの電力の地産地消、地元で生産した電力を地元で消費するというようなことで、今、産業交流センターにおいても、これから役場仮庁舎においても、今町長の言うように、いろいろとこれから再生可能を使っていきたいということでもありますから、当町としても、これだけの取組をしているのであれば、大熊、浪江、そして楡葉、広野とゼロカーボンシティ宣言を行っておりますけれども、行く行く、帰還困難区域の状況で避難指示解除がされておられませんから、その脱炭素、ゼロカーボンを目指す上でも、様々な、財源もかかることですし、厳しい状況ではあると思いますが、双葉地方は原発に頼らない将来像を次世代につくるべきだなというふうに思っておりますので、これも一町だけの取組ではなくて、広域的に、双葉地方広域的に連携して取り組むべきだというふうに思っておりますけれども、ゼロカーボンをこれからも町として将来的に導入していけるような考えをお持ちなのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

将来的なゼロカーボンの達成というふうな考え方があるのかというふうなおたただいだと思えますが、当然双葉町は原子力災害の被災地の特に厳しい両町のうちの一つの町ですから、そういうことは、今後原子力エネルギーに頼らない再生可能エネルギーを軸としたまちづくりというのは考えてございます。隣の浪江町では水素工場ができて、将来非常に有効だと言われる水素エネルギーを使っての取組というのは必要だと思っておりますが、町としても今回、再生可能エネルギーに関しまして、いろいろなお話をいただきまして、太陽光だけではなくて風力発電、バイオマス発電、あとは地熱、そういったような問合せといいますか、そういうふうないろいろな事業をしようとする方からお話をいただいております。

残念ながら、コスト的に採算を取れるものというのは今現在、非常に再生可能エネルギーって脆弱な取組だなというふうに感じております。そういった部分では今、トップランナーが太陽光発電ということでやっております。風力発電も、実は中野の産業復興拠点をつくる前に調査をしております。そういった中で費用対効果、いわゆる採算ベースに合うのかということで調査をした結果、無理だというふうなご指摘をいただいて、風力発電は、町としてはこれは取り組まないと。バイオマス発電に

関しましては、なかなかこれは環境の問題も含めて取り組むとなると、非常に費用対効果ということを見ると、今そういう部分で成功している事例というのはあまり、残念ながら私、聞いておりません。そういうふうなことをしたいというふうな事業者も何社か双葉町にも来ておりますが、今のところ、そういったものに関してしっかりとやっていく以上、やはりコスト的に採算が取れるような事業でなければ、将来的にこれ運用というのは難しくなってきますから、これは慎重にやっていかなくてはならないということと、だけれどもあらゆる再生可能エネルギーに関して否定をするものではありません。どのものでも可能性があるのであれば、挑戦といいますか、トライはしていかなくてはなりませんけれども、なかなか現実、再生可能エネルギーに関して取り組むとなると、非常にハードルは高いなというふうに感じております。そういった部分で、もっともっと効果的な再生可能エネルギーの取組が出てくるのであれば、町としても積極的にそういったものを取り入れてやっていきたいと。取りあえずは今、太陽光のほうで大分進めているような状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 双葉町、狭い面積ですけれども、来年、特定復興再生拠点区域が解除を目の前にしているわけですから、地域の特性を活かした再生可能エネルギー、特に、1番でも質問いたしましたけれども、拠点区域外の再生に関しては、非常に再生が困難、特に農地に関して、10年以上も放置されていますから、放射線量も高いところもありますので、農地の再生が非常に厳しい状況にこれからあるのかなというふうに思いまして、やはり地権者の意向もあるわけですから、農地を利活用する意味でも、町の活用推進計画の中にも、例えば石熊地区とか寺沢地区も太陽光発電に適していると。送電の関係、あと変電所の供用の問題とかと、いろいろあろうかと思うのですが、双葉町はやっぱり拠点外の農地は、極力使えるところは再生可能エネルギー、太陽光発電で活用するのが私はいいいのかなと、太陽光発電施設を誘致を進めていかれたほうがいいのではないかなというふうに、それが地権者にとっても有意なことではないかなというふうに思っておりますけれども、拠点外はこれからですけれども、そういったことも含めて土地の利活用、除染をしないということではなくて、利活用という意味で拠点外も含めた帰還困難区域内の再生可能、太陽光発電事業を、いろいろと課題はあると思うのですが、積極的に推進していかれるお考えあるのか、もう一度お願ひしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーに関しては当然、どのエネルギーがまさに効果的なのかということについて十分検討した上でやっていきたい。議員から太陽光発電というお話がありました。ただ、現在、御存じだと思いますが、ピット、太陽光発電で使ったエネルギーの売買単価というのですか、これが今非常に企業でも手を出せないような状況まで単価はかなり安価になっています。その部分がしっかりと対応で

きるようであれば、当然、太陽光というのは今一番トップランナーだと思っておりますので、進めるべきだと思います。

ただ、一方では、町に、まだこれは具体的なものは何もできていないのですけれども、植物を使った再生可能エネルギーの依頼とか、あとは宇宙で太陽光パネルを作って、電磁波でその太陽光のエネルギーを地球の基地局に送ってやるというふうな、そういうふうな構想を持っているところからの話もあります。それはしっかり慎重に、次の世代の人たちに負の遺産を残さないようにしっかりと我々も取り組まなくてはなりませんけれども、非常に発想としてはこれから面白いものになる可能性はあるだろうと。一つの植物を使った再生可能エネルギーというのは、今ここで具体的にはお示しはできませんけれども、ある世界の先進国でかなり進んでいるという報告は得ています。そういったものも、もし当町にチャレンジすることが可能であるならば、一つの面白い例としてはできるのではないかというふうに考えております。その部分には、いわゆる帰還困難区域の農地の再生活用ということも踏まえての検討してはやっていきたいなど。それが具体的にしっかりしたものであるならば進めるような考えは持っておりますが、いずれにしても、しっかりしたものでなければそれを導入するというとはありませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。双葉町でできること、双葉町に適した再生可能エネルギー、いろいろメリットもございます。太陽光発電によって、町も基金条例の中に多額のそういう寄附金も積み立てとなっております。これからも町で再生可能エネルギーの推進に向けて推進をしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位3番、議席番号2番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。  
2番、小川貴永君。

（2番 小川貴永君登壇）

○2番（小川貴永君） おはようございます。通告順位3番、議席番号2番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、双葉町の新規・既存の商工業者の連携について伺いたしたいと思います。震災から10年以上を迎える現在、中野地区の新規商工業者と既存の商工業者の連携は、双葉町の商工業の発展に非常に重要であると思っておりますが、今後の双葉町の新規・既存の商工業の連携について、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、中野地区復興産業拠点における商工業者の連携について。中野地区復興産業拠点における商工業者の連携に関するおたただしですが、ご指摘のとおり、震災以前からの商工事業者と新たに町内で操

業を開始された新規商工業事業者との連携は、今後、町の商工業の復興、振興を牽引する原動力になるとともに、さらなる発展を促進するためには非常に重要であると考えております。

このため、中野地区復興産業拠点に立地する事業者や双葉町産業交流センターに入居する事業者等につきましては、各社の事業紹介や顔合わせの場を設けるなど、事業者間の交流、連携を促進するための取組を進めているところです。また、町外からの立地事業者に対しましても、既存の商工業事業者との連携がスムーズに進むように、商工会への情報共有及び事業者間の交流、連携を促進する取組など継続して取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） それでは、ちょっと再質問させていただきます。

私も商工会の会員なのですけれども、入会する際に、ちょっと入会申込みから保留されるということがありまして、加入条件を満たしている中で通知書というのももらっていない中で保留されていましたので、私は双葉町で何年も養蜂業という事業をやっていたので、どうしてなのかなというふうにちょっと不安に思っているところがありまして、この条件というのは、これは全国商工会連合会のホームページのほうなのですけれども、「商工会の加入条件は？」というところで、「商工会が設立されている市町村内で、原則その地域内で引き続き6ヶ月以上、事務所・店舗・工場などを有する事業者であれば、規模の大小にかかわらず、誰でも加入することができます。もちろん、個人事業者でも自宅兼事務所のSOHOの方でもOKですし、農林水産業を営む方でも、収穫物を店舗などで販売している方なら、加入することができます」というのが大体加入条件なのですけれども、そういったことですから、新たに双葉町で事業を行う新規商工業者の商工会の入会希望者が、これスムーズに入会できるかどうかというのがちょっと不安なものですから、双葉での商工業の復興に対して影響が出るのではないかなと思いますので、この点ちょっとお伺いいたします。

（「議事進行」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前10時07分

---

再開 午前10時15分

○議長（伊藤哲雄君） 再開します。

2番、小川貴永君の質問に関して、町長のほうから答弁をいただきます。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えします。

商工会に入会を希望して、条件を満たしている中で保留があったというふうなお話だったと思います。先ほど議員が質問の中で定款の話をされていましたが、双葉町内でいろいろな職種に関して条件を満たしている方は入会を認める、そういうふうな定款の中身だったように私聞いておりましたが、そ

ういうふうなことで、その条件を満たしているにもかかわらず、もし保留をされていたとするならば、保留をした原因、なぜ保留をしたのか、そういったものは申入れをした方にしっかりとお示しをするべきだろうというふうに思います。そういうふうなことで定款というのほうはうたっていると思いますので、商工会のほうではそういったことをしていただけるだろうというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） そういうことでは、そういうふうにいたしますので、よろしく願いいたします。

（何事か言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） それでは、次の質問にさせていただきます。

次は、伝統文化の保全と維持について伺います。双葉町の伝統文化の保全と維持は非常に大変な状況になっていると思いますが、保護に関する文化財保護法の助成……

○議長（伊藤哲雄君） 5番、私語を慎んでください。

○2番（小川貴永君） 支援制度は文化財が対象になっているので、整合し、双葉町が指定文化財の推奨できるのかを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 館下教育長。

○教育長（館下明夫君） 議席番号2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

2、有形文化財の保全と維持について。有形文化財の保護に関する文化財保護法の助成・支援制度は文化財が対象となっているので、整合し、双葉町が指定文化財に推奨できるのかとのおただしであります。現在、町で指定している文化財については、史跡及び美術工芸が各3件指定されております。双葉町文化財保護条例に基づく町指定文化財となるには、町で委嘱しております双葉町文化財調査委員の意見を聞くとともに、所有者等の同意を得て指定することになります。指定しようとする文化財は、上位法である文化財保護法に準じ、その歴史的価値の高さや技術的に優れたものなどの要件があるため、有識者による専門的な調査も必要となります。これらの要件を満たすことで町指定文化財としての登録が可能となります。

震災による避難によって、行政区や隣組等で管理していた地域の史跡など、今後の管理、保存を続けていくことが困難となる状況も考えられますが、国、県、民間等の助成・支援制度を活用できる場合もありますので、情報を共有しながら文化財の保護に努めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） では、ちょっと再質問させていただきます。

神社が何個か再生されている、また再生されようとしているのですけれども、各地区、それから会社や個人等の寄附金をプラスして再生しているというのが現状であると思います。双葉町に現在住ん

でいる町民が少ないということによって、今後の維持がすごく困難になると思いますので、国、県、これ町指定の文化財の登録の条件が満たされているかどうかというのを整合して考える必要性があるのではないかと考えております。

私もちょっと神社の維持のためにクラウドファンディングというのをやったことがありまして、これ当時復興庁のほうにやっていたのですけれども、これが中で結局、神社とかお寺というのは結局伝統文化なのか宗教なのかというあれもあるのですけれども、これが区別がちょっと分からなかったものですから、これちょっと復興庁のほうにお尋ねしたら、神社は伝統文化であるということで対象にはなるということではお話いただいたので、その審査が通ってクラウドファンディングというのをやったのですけれども、その中で伝統文化というのは一体何なのかとなった場合に、伝統というのは結局、受け継がれてきたというのが大体伝統だと、文化というのは人間の生活様式の全体、これは特に哲学、芸術、科学、宗教などの精神的活動とその所産というふうに出ているのですけれども、結局精神性というのは、結構仏教とか神道などの宗教的思想というのがちょっと入っていたりしていますので、結局伝統文化か宗教かというところはちょっとなかなか判断してもらわないと難しいところがあるので、文化財としての登録条件が満たされるかどうかというのを、今現在の双葉町のものが文化財に指定されるかどうかというのを整合する必要性があるのではないかと考えているのですけれども、ここをちょっと教育長、お伺いしたいのです。

○議長（伊藤哲雄君） 館下教育長。

○教育長（館下明夫君） ただいまの小川議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、私も承知しているのは、宗教的なものは政教分離の部分で行政が入るといってはきつとなかなか難しいと思いますが、ただ議員がおっしゃるとおり、こういった我々震災で10年も管理が行き届かなくなるような状況ということですし、その中身的に文化財としてのやっぱり価値ですね、そこをどこでどういうふうに認めていくかという部分だと思います。

まさしく、先ほどからもお話ありますように、来年から双葉町もいよいよ帰還できるような状況になりますので、今まで以上にもっとそういった文化財等の今の状況とか、これからそういった町にある、伝えられてきているようなものを、いろいろなものがありますので、それらの状況を把握しながら、そういった町の指定文化財としてという部分でさっき答弁申し上げましたが、そういった調査も含めて今後進めていきたいと考えてはおります。

あと1点だけ、私もちょっと調べましたけれども、平成31年4月に文化財保護法が改正されております。これは、文化財保存活用大綱ということで都道府県のほうでそんなふう策定がされて、町のほうでもそういう方向に進めば、ここに項目幾つかあるのですが、東日本大震災からの復興、地域のきずな再生への寄与というような、県が講ずる措置という部分でそういうのも入っております。あともう一点は、ここにあります。これもやはり東日本大震災文化財復旧支援事業という中で、先ほどから申しましたように、東日本大震災に被災した下記に挙げる文化財の修理、復旧等に関わる事業に助

成ということで、やはり「(1) 国の登録文化財、(2) 都道府県、市町村の条例に基づく文化財」、(3) が私かなりいいなと思って今見ていたのです、議員とも共有をしたいのですが、「指定等されていないが、(1) (2) に準ずる価値のある文化財」についても、そういった文化財所有者または管理者に対して、そういった支援事業が行えるというような方向で今なっておりますので、ぜひ議員のご指摘のとおり、双葉町にはたくさんいろいろなものがあると思いますので、今後そういうところをきちっと精査し、あと整合しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございました。ぜひ、そういったことがありますので、整合のほうはよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと次の質問のほうに移ります。次に、町税の未納額の対応について伺います。国民の納税は、日本国憲法で義務づけられておりますが、令和2年度一般会計歳入歳出予算執行実績説明書の中で町税未納額の状況が35件で1,847万8,472円になっておりますが、この対応はどうするのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、町税未納額の対応について。町税未納額の対応についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、納税は日本国憲法で定められた国民の義務であり、また町税収入は町政運営の上で重要な財源であります。令和2年度一般会計歳入歳出予算執行実績説明書の中でご報告いたしました町税未納については、納付及び納付履行の誓約がなされていなかった対象者に対し、令和3年6月に催告書を発送し、また電話等で催告を行うなど、速やかな納付をお願いしているところです。

また、軽自動車税につきましても、昨年度に引き続き令和3年度においても車両の状況調査を実施し、今後使用の予定がない放置車両について廃車手続を促すなど、新たな未納が発生しないような取組も行っております。

税負担の公平性の観点からも、町税未納の対象者に対しましては、今後とも粘り強く納付交渉を行ってまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ちょっと再質問させていただきます。

ちょっと35件の中で、6ページのほうを見ますと、法人町民税、これが2件で1,444万700円と結構高額になっておりますので、これの対応というのはどういうふうにやられるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

戸籍税務課長のほうに説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 中里戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（中里俊勝君） 小川議員の再質問についてご説明いたします。

高額納税者に対しましては、やむを得ない事情で一度に納付することが困難な場合、担税能力等を見極めた上で納税相談に応ずるなど、計画的かつ速やかな納付を促します。今後とも税負担の公平公正を確保するために、きちんとした対応により早期完納いただくよう徴収を実施してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございました。以上、聞いたように、しっかり対応をお願いいたします。

以上で私の質問のほうは終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前10時32分

---

再開 午前10時45分

○議長（伊藤哲雄君） 再開いたします。

通告順位4番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） 改めまして、こんにちは。議席番号5番、通告順位4番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

1番、補償・賠償について。令和3年10月7日に全員協議会が開催され、国と東京電力ホールディングス株式会社からの説明を受けました。その中で、今までの補償・賠償については最低限の補償・賠償であるとの説明がありました。また、東京電力ホールディングス株式会社は、双葉の復興のために存続を許された会社であると国から説明がありました。最低の補償・賠償であるならば、行政として被害状況に即した補償・賠償を町民のために求めるべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、補償・賠償について。行政として被害状況に即した補償・賠償を町民のために求めるべきのおたただしですが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力損害の賠償は、当然被害が発生していれば賠償されるべきものと考えております。本町はその事故により避難指示を発出し、町内には帰還困難区域が残っております。さらに、いまだ町民自体の帰還に至っていないことから、被害は継続しているという認識でおります。

この原子力損害賠償に当たっては、原子力損害賠償紛争審査会により、原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針が示され、原子力発電所事故による被害者の救済のために、損害を類型化して、一律に賠償すべき損害や項目を示してきており、被害者の生活や事業の再建の速やかな再建に大きな役割を果たしてきました。

この中間指針でも、「中間指針に明記されていない個別の損害が賠償されていないことのないように留意される必要がある」と明記もしており、中間指針はあくまでも当面のものであり、最低限のものであるということは、同審査会自らも強調しているものです。

先月11月1日、原子力損害賠償紛争審査会の内田会長ほか7名の委員の皆さんによる、本町へ現地視察が行われました。限られた時間ではありましたが、初めに帰還困難区域の鴻草地区内を視察していただき、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から10年以上が過ぎても当時のままの町並みを見ていただきました。

その後、双葉町産業交流センター内で、双葉町と双葉町議会の連名による「原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書」を私と伊藤哲雄町議会議長から内田会長へ手交させていただきました。内容は、「中間指針の見直しについて」、「継続している損害への賠償」、そして「審査会への被害者側の出席について」の3点について要望いたしました。特に、東京電力から、被害者との損害賠償訴訟の中で、「中間指針を超える賠償を認めるべきではない」と主張がなされ、その理由の一つとして、「中間指針等を踏まえ、多数の和解が成立している現在、中間指針等の果たしている役割は大きい」ということが挙げられております。このような主張は、中間指針の精神に反していると言わざるを得ません。このことから、同審査会の場で東京電力へただすように強く要望させていただきました。

また、議員からの質問での、議会全員協議会での最低限の賠償であるとの説明ともそごがあります。町としましても、東京電力に対しては、自らに課している「3つの誓い」を守ることは当然のこと、被害者に寄り添った丁寧な対応で、被害実態に即した賠償を行うことを求めていくこと、そしてその対応を注視してまいります。

一方で、原子力損害賠償紛争審査会からは、東京電力でのこのような主張がなされていることなどから、中間指針について、現時点で見直す必要性はないとの回答でしたが、引き続き同審査会には被災地の現状を踏まえた対応を議会とともに求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

行政としての努力も非常に認めているところもあるのですけれども、町民の皆さんの話を聞くと、やっぱり今の生活がもう終わっていると。その中間指針で示された毎月10万円、それすらも終わっている。それと、10月7日の全員協議会で水処理の説明も受けました。それは2番目とは別で賠償のほうの話なのですけれども、その中で、賠償が終わっている方という発言を東京電力さんしたのです。

誰が終わっているのかなど。まだ避難生活もみんな続いている中で、町長、前からちょっと厳しいことをやらなくてはならないということは僕、前から言っています。意味からいうと、東京電力ホールディングスさん、子会社、100%子会社は、いろんな復興事業に入ってきて、それなりの利益を上げています。自分のところはそうではないかもしれないけれども、また先ほど言ったように、存続を許された会社なのですよね、福島の復興のために。ましてや、一番の被害者である大熊、双葉に対しても、許されているのに、ではその方向性で、では東電グループは動いているのかということ、またそうではないと思うのです。地元業者にしても何にしても、かなり苦しめられています。福島の復興のためであっても、当町双葉の復興にはほぼほぼ役に立っていない状況というのが今の現状です。ましてや、自分たちでやることもやらないことによって双葉町民が非常に苦しんでいる。国で言う、前の内閣総理大臣の安倍さんがよくおっしゃっている、国民の生命と財産を守るために国はあるということ強くよく言っていました。それは市町村も一緒だと思うのです。その中で今、水処理問題でも何でもいろんな、水処理問題でちょっとすごく話しなくてはならないことがあるのですけれども、頼むものは頼んでいますよね。例えば当町ではなくて隣の町で発生した放射性廃棄物を当町に建物を建てて運んでいるわけです。これは県だったらどうですか。すごい大騒ぎですよ。それを、やることはこっちで許可にしても何にしても協力しても、こういう体制では協力すること自体がおかしいなと思っています。ちゃんとやることをやってから、平行線でやるか、やることをやってからというのが、やっぱり世の中のルールだと思います。

それで、普通に賠償もらって納得している人がいますというけれども、では世の中、双葉町の町民だけで納得している人が何%いるのかということは全然やっていないですよ。半分以上の方が納得していないと思います。避難生活でお金がかかる、大変だ、そのもらったものも、1人10万円というのは、皆さんは、ここ社会主義国家ではないので、給料がまるっきり同じとか、国のものとかというのではなくて、自分の財産とか、そういうのを使って生きているわけですよ。原因者である東京電力さんがそういう賠償等々もないのであれば、ぜひとも協力できないという方向性のものをやらないと、これでは本当に……今、生活保護者も双葉町にはいます。ましてや孤独死もあります。これまだ続いているのが、お金を持って、皆さんが、避難先で子供たちとか、そういう方々が、いじめの現状もあります。それを、報道さんとかそういうのがあまり出さないでしょうけれども、その中でやっぱり食べていくだけの、本当にご老人の方々はもう働けないですよ、働けない中で我慢して、本当孤独死を待っているような状態。本当に今までは、田舎なので、隣にちょっとお茶飲みに行くよなんていってお茶飲みしたり、そこで歩いたり、自分で畑をつくって、健康ですよ、健康づくり、自然のうちにやっていたものが全部なくなって、挙げ句の果てに賠償もみんなないですよと、終わっていますよという、このふてぶてしい態度を、何かこれ考えなくてはならないと思います。

あと中間指針なのですけれども、皆様その委員、内田会長さんというのは私は会ったことないですよ、自分が家族がそういう目に遭ったときに、本当に10万円で何年もらってあとは終わったよとい

ったときに、法律ではないようなことを盾に取って偉そうなことを言うのはやめてもらいたいですよね、僕。自分ができないことを、普通に考えれば、町長もかなり言っていたと思いますのですよ。だけれども、ちょっとひどい人なのかなと僕は思うのですけれども、町長これ何かペナルティー等をつくる考えはあるのかなのか。でないと本当に、速やかにいろんなことを進めないと、避難生活の中で孤独死とか、またいろんな問題が出てくると思うのですけれども、その辺、町長のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京電力の賠償については、先ほどの答弁の中でも申し上げているとおり、納得しているということは一切ありません。これは最低限の賠償だというふうに私自身も捉えていますし、双葉町自体としてもそういうふうな取組をずっと継続させていただいております。東京電力に常に話しているのは、そういったような被災者に寄り添った、個別事情がいろいろあるから、それに対してもちゃんと対応しますよということをやっているが対応がちゃんとできていないのではないかとということも指摘はさせていただいております。

一方、原子力損害賠償紛争審査会、初代の能見会長、2代目の鎌田会長、今回3代目の内田会長ということで、それぞれ、会長がどうこうということではなくて、原賠審の在り方そのものに私は最近、現地視察での意見交換会で疑義を呈させていただいております。というのは、本来最低限の賠償だというふうな指針の中でうたっているが、いわゆる精神賠償の10万円、これは平成29年6月でたしか終了していると思うのですけれども、それは考え方として、渡しきりで終わりなのかというふうな考え方の、いろいろお互いの意見のそごというものはあるのですけれども、だけれども少なくとも双葉町に関して言わせていただくと、平成23年3月11日から避難が継続しているというのは、これ紛れもない事実です。それがほかの被災自治体と一緒にではないということは何度も申し上げさせていただいております。この避難の継続というのはどれだけ大変なのか、先ほど議員がおっしゃったように、簡単に言うとコミュニティーの破壊ですね、我々が生活していたコミュニティーが破壊されて、今現在10年9か月近くになっておりますけれども、そういったものがほかとは違う状況がもう際立ってきているわけですから、そこの部分をしっかりと見てくれという話をさせてもらっています。

事あるごとに原賠審の会長はじめ委員の先生方には、まず一番間違っていたのは、当時から、これは前の井戸川町長のときも言っていましたけれども、被災者代表を原賠審の中に入れられないのは間違っている、これは我々も全く同感ですので、ずっと言わせてもらっています。まず加害者と、それを公平公正な中立の立場にいる先生方だけで判断をしていくというのは、これはちょっとおかしいでしょうと、やっぱり被害実態をちゃんと把握するためには被害者の代表がその中で意見を述べたり、今の状況に関して代表として発言を求められる、発言ができる状況というのは必要でなかったのかという話はずっとしてきました。そういった部分で最近ようやく軟化をしまして、今頃になって、私か

らすると遅いような感じするのですけれども、被害者代表もこの原賠審の中に入れて考えを聞くかのような話も少し出てきてはいます。だけれども、だからといって被害者代表って、では誰を出すのですかと、どういう立場の人出ていくのですかと、これだって難しいことですから、そういったもの考えたときに、いや1人ではなくて、私の感覚としてはやっぱり複数の人が出て、やはりそれに対してはやるべきだろうと。一人で行って、あれだけの優秀な先生の中で話をして論破できるかといったら、これはまず無理ですから、そういったことも含めて、今後町としては、その大本である文科省には交渉していきたいと、そういうふうには思っています。

まず、賠償に関しては、議員の考えているように、私自身も納得していません。ただし、賠償そのものが未来永劫継続するというものではありません。これはやはり我々もいずれかの時期に判断をしなくてはならないということは、これは覚悟してもらいたいし、生活できないというふうなおたしがありました。これは生活できないのは大変なことです。私としては、これは双葉町としてもやらなくてはならないのですけれども、社会的弱者、これはもう我々はちゃんと守っていかなくてはならないし、ちゃんと対応していかなくてはならない。だけれども、自分が努力もせずに、使うものを使ってしまつて「俺、金ねえんだ。何とかしろ」、これはちょっと筋が違う。その辺をしっかりと町としても見極めた対応をしていかなくてはならないと、そういうふうには思っています。

ですので、ペナルティーの話も先ほどありました。これは、申し訳ありませんけれども、私は、廃炉は廃炉として、しっかりこれは取り組んでもらうというのは私の考えでありますし、賠償に関しては賠償として、しっかりこれは東電に言うべきものは言わせてもらおうし、東京電力の、特に復興本社に言わせてもらっているのは、「あんたらお願いするときだけで、我々の、これおかしいんじゃないかということに対して答えてないでしょう」という話もさせてもらっています。これは我々としてはやっていかなくてはならないことですから、しっかりやっていくつもりですし、ペナルティー云々に関しては、これは私の考え方としては、廃炉は廃炉、この賠償は賠償というふうなすみ分けはしていかなくてはならないと、そういうふうには考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 物には示談というものがありますよね。それは、もうちゃんとこれで終わりですよというものをきちっとやって、町長のおっしゃるとおりです。僕は、先ほどの再質問の中で言ったのは、お年寄りたち、今年金下がって物価が上がっている、双葉にいればよく聞くのが「うちでキュウリも何でもあった」と、本当にお年寄りのうちに行ったときに、ではお昼ぐらに行くと、漬物で御飯よく食べていましたね、買物に行く必要もない、魚はもらったり、野菜ももらったりとかというのが、物々交換とは言わないまでも、そういう地域だったということは町長覚えていらっしゃると思うのです。

その中で、次のALPSでちょっと言おうと思ったのですけれども、東京電力さんって根本的には責任を感じていないのかなと思うのです。10月7日に初めて僕が聞いたときに、「この事故の責任は

ありますか」と言ったとき、今までは「天災です」というようなことを言っていました。そのときに国がいれば、「はい、私たちに責任はあります」という発言を、ころころ、ころころ言うことが変わるのです。ペナルティーというのは、ただその廃炉とかを止めるのではなくて、例えば罰金制度とかそういうものを、国ときちっとやってほしいのですよ、話し合ってください。それでそれを財源に入れてとかというものを考えていただきたい。そうすると、何でも使えるお金で、なかなか行政が財源を町民に配るといのは大変なことなのですけれども、そういうところからの考えもしていけないと、廃炉はみんな国が困るのだよと、国民がみんなが困るのだよという態勢で僕は東京電力としては来ていると思うのです。

次でちょっとあれなので、ちょっと触れますけれども、11月25日には、廃炉カンパニーの代表の方がもうあれですからね、燃料デブリの話をしていますから。僕はがっかりしました。水処理も何にも片もついていないのに。そういうような、普通の工事ストップとかそういうものではなくて、では罰金制度とか、子会社も含めた中で、本当にでは復興作業をやっているのかといったら、ただ自分たちの金もうけだけですよね。僕の本当の希望を言えば、東京電力さんはもう国有化してほしいのですよね、実際には。国としてやれば、一般企業として残す意味のない会社だと思っています。それはやっぱり復興にも関わっていないし、地元のことなんか何も考えていないと思うので、その点含めて、町長は国と、罰金制度でも何でもいいですから、すごく多額のお金でやるべきだと私は思っています。でないと、今存続している意味がないし、憎しみとかそういうものがかなり出てきます。先ほど言った、町長が言った答弁も分かるのです。本当にお金があるから使ってしまうと、計画性もなくてという方も確かにいらっしゃいます。だけれども、双葉に住んで、あそこの地域に住んで、お年寄りたちは頑張って、それで税金納めてもらって、老後をそういうふうに、老後を楽しむ時期を、そういう心配な老後を送ってもらうというのは、これは一日でも早く、この賠償とかというものに対しては、解決とは言わないですけれども、進めないと、本当にお年寄りの孤独死とかそういうのは僕も見えないので、そこら辺、町長、国とか、そういう話し合いの中で、そういう罰則制度というのをぜひともつくってもらって、例えば双葉町で生活保護とかそういうふうになる人たちがいますよね、面倒見れるようなシステムをつくるための財源にもなると思うのですよ、町民を助けるための。だから、そこら辺をちょっとお頼みしたいと思います。それやってもらえるかどうかというよりも、交渉を始めてもらえるかどうかということをご答弁いただきたいなど。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

国との協議の中で、ペナルティーに対する補助金もしくは交付金になるのでしょうかけれども、これは協議することは可能だと思います。ただ、今ご指摘あったように、それが具現化できるかというのは、これはもう国との話し合いの中で、今確約できるものではありませんので、話し合いをさせていただくと、そういうことをご理解願います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ありがとうございます。

では、2番のALPS処理水についてに入ります。福島第一原子力発電所事故により発生しているALPS処理水については、双葉町民の帰還に関わる大きな判断材料になると思いますが、町民の意見をどのように聞くのか、行政としての考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、ALPS処理水について。ALPS処理水について、町民の意見をどのように聞くのかとおたがひですが、福島第一原子力発電所の確実な廃炉を進めることは、本町の東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧・復興を成し遂げる上で大前提となるものです。この廃炉を進める上で、多核種除去施設等処理水、いわゆるALPS処理水の処分が大きな課題となっておりますが、今年4月に国により、安全性を確保し、風評対策を徹底することを前提に、その処分方法として、海洋放出する方針が公表されました。

一方で、このALPS処理水の海洋放出に対する懸念や不安から、町民の皆さんの帰還意欲が減少または消極的になるということも十分に考えられます。国及び東京電力には、これらの懸念や不安を払拭するための理解が深まるよう努力を続けていく責任があります。

ご質問の、町民の皆さんのご意見を伺うことですが、さきに述べました懸念や不安の払拭のための理解醸成がなされることが第一であります。今後、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う町民の皆さんとの協議の場などで、この問題についてご意見やご要望など伺うこともあるものと考えております。それを踏まえて、町民の代表であります議会の皆様とも協議させていただき、来年の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を判断してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この問題に関しては、11月25日だったと思うのですが、議会として視察に行かせてもらいました。ALPS処理水は、もともとこれを入れれば飲める水になるのではないかと、水が飲めるぐらいきれいになるのだよということを実際言っていたのを、多分執行部の方も覚えていたと思うのですが、実際そのようにならなくて、年数がたって全然もう処理できなくなったから今度は海洋放出させろというのは、ちょっと僕おかしいのかなと思うのです。例えばさっきの賠償問題も絡んでしまいますけれども、やることもやらないでこれはどうなのかなと。これ実際に言うと、僕、聞いている人では、水を海洋放出するのであれば、双葉の海がきれいだったのにと、あそこに思い出がある方が結構いらっしゃいまして、ではもう帰らないと決断するしかないよねという方向性の方も結構いらっしゃいます。

その中の一つに、自分たちの尻も拭けないで勝手なことを言っているなど、東京電力さん。それで、最初に本当に飲める水になるのではないかみたいなことを言っていた人たちも、もうこういうふうになると出てこないのですよ。責任がないのですよね。さっきの中間指針つくっている方、原賠償の方

々もそうだけれども、いざとなって責任のない発言をいろいろする方が東京電力さん系、国の方には多いと思うのです。

それで、ましてや最後の、ちょっと話し合いというか、懇談しているときに、あその水なくなつたときにタンクの処理の話が出てきたのです。うちの議員で質問した方がいらっしゃいます。そのときに、今後そろそろ燃料デブリのことも進めていかななくてはならないというような廃炉カンパニーの代表の言葉があったのです。それはタンクを除去した後に、そこでやるみたいな話なのですけれども、それ敷地というのは当町の場所ではないですよ、大熊さんだからあれですけれども、その水の問題、処理もし始めていない、何もしていないので、その質問もどうかと思いますけれども、その前にそろそろ議論を始めなくてはならないというような話が出ているということは、これ行政としてはそういう話もうお聞きになっているのですか。ここら辺でもう処理するとかそういうのを、万が一聞いているのであれば、これ正直に言ってもらいたいし、聞いていないのであれば、もう計画的に次の段階に入る準備が行われていると僕は発言と取りました。

今日までほかの人には言わないで我慢はしていましたけれども、普通にそれっていいことなのか悪いことなのかというのは、普通で考えれば悪いことだと思うのです。全部押しつけではないですか。賠償はしない、電気も我々使っていない、生産地と消費地が違うという大前提の中で、全部が全部、そういう発言をするということは、帰還意欲どころか、非常に問題だと思うのですけれども、これを聞いて町長どう思いますか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、デブリの話、これは直接的に私、具体的な話を聞いている状況ではありません。ただし、これは廃炉に向けての取組として、デブリの取り出しというのはこれはやっていかななくてはならないことです。それはしっかりと事前の説明を受けて、納得できるようなものであるならば、これは進めるべきだろうというふうには思っています。

一方、ALPS処理水、これは双葉町議会も昨年の議会で意見書を提出しております。まず、公聴会であったり住民の意見交換会であったり、かなりの場所でいろいろな人の意見も聞いたり、公聴会もあったと。その中で双葉町議会として、国として、このALPS処理水に対する考え方を、早期の判断をなささいというふうな決議、意見書の提出だったと思います。そういった中で今回国が出しているのは海洋放出と。そのことに関して私たちがいいとか悪いとかではなくて、一定程度の方向性を示してきたと。であるならば、私の考えとしては、いかに安全に安心に住民の皆さん、国民の皆さんに納得できるような海洋放出ができるのかということが問題だと思っています。

ALPS処理水って、では何ぞやと。放射線の核種が三十幾つというふうに伺っています、30か60だか、その辺はちょっと私も素人で分かりませんが、その中で今まで、この原子力災害前、東京電力が通常に稼働していたときに、トリチウム処理水は流していないのかというと、流しています。

ではほかの日本全国の原子力発電所で流していないのかというと、これ世界も含めて全部流しています。一方、東日本でつくっているBWR、この原子力発電所、西日本のPWR、このトリチウム処理水の濃度、これは全然違うのです。簡単に言うとBWR、東日本で使っている発電所で流すトリチウム処理水のほうが、簡単に言うと線量的には低いと。西日本のほうが高いと。日本のトリチウム処理水を流すなど騒いでいる、こんなことは誤解があるかもしれませんが、韓国なんかは、線量的には物すごく高い、いわゆる重水炉という式で流しています。どこに問題があるのだと。一番の問題は、トリチウムの問題というよりも、それ以外の放射線の核種だろうというふうに私は思っています。

では、その放射線の核種、ちゃんとALPSで処理できているのか。議員言ったように、飲むことができるはずだろうと。本当に処理しているのだとしたら、ある意味人体に影響がないような濃度まで線量を低減化されているだろうと。これは私も非常にこの海洋放出ということが発表されたときに疑問に思っていたので、これは経済産業省、東京電力、両方に聞いております。この放射線核種に関しては、いわゆる基準値以下、そういうふうなレベルまで下げて、では震災前の発電所のレベルの状況として流すのかということを知りました、直接。そうだというふうな答えをいただきました。いや、そうだったら、ちゃんと公表して、震災前はこういうふうな線量で流していました、今回はこういう線量で流します、ほかの放射線核種に関してもしっかりと全部データを出したらいいでしょうと、それをしっかりと公表することによって国民の皆さんの理解を得る、それに対して不安があったり風評の対策もしっかりする、それでも風評があるならば、やっぱり国として、エネルギー政策を進めた責任があるのですから、ちゃんと国が面倒見るのが当たり前の私はルールだと思いますよというふうな話をしています。

そんな中で、国、東電ともに、これは基準値以下のレベルにありますから大丈夫ですよという話なので、私はそういうことならばしっかりとやってくれと、そういうふうなスタンスでおります。そういう部分で東京電力が、先ほど国営化したらいいでしょうと。実質、国営化の会社なのですよ、国の資本がほとんど入って、実際にはほぼほぼ国有化されているというふうに私はみなしているのですけれども、そういった人事に関してはまた別な部分はあるかもしれませんが、そういうふうな取組をしっかりとやってもらうということと、何せ一番被害のある双葉、大熊が、将来住民帰還が始まったときに生活できるような環境ができない状況であってはならないということが一番だと思います。その部分では、しっかりと町としては大熊と連携して取り組んでいくと、そういうふうな考えでいます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、ちょっと再々質問させていただきます。

国、東京電力というのは、自分たち向きの化学者と話をしますけれども、向きではないほうに関してはあまり意見を聞かない。あと僕たちが聞いているのは、町長の言うとおりであれば僕らも問題ないのですけれども、一番事故で発生したトリチウムと普通のときの濃度はまた違うのだという話も出

ているのと、もう一つ言わせてもらえば、隠蔽会社ではないですか。都合悪いことは言わない、隠す、いろんな面で東京電力さんって自分に責任がない、責任者がいない会社なので、国有化というよりも、本当に国がお金出している時点でそうなのですけれども、その中で先ほど言った100%子会社の動きはどうなのかと。そこでお金をつくってというような、ちょっと疑わしいところがあります。これに証拠があればはっきり言えますけれども、確かにもう売上げ等とか、利益とか、そういうものを見たときに、そこでという部分もあるし、それで賠償とかそういうのもやりもしないくせに、考えています、今度風評被害でやります、何しますと言っても、今までのことがあって、やらないものに対して100%の信用がないのですよね、安全神話もみんななくなった中で。

それで、先ほど言ったように燃料デブリの話が出てきました。そうなったときに、ちゃんと本当に大丈夫なのかというのがさっき、住民帰還にも影響があるのです。それで今まで、この前、海洋放出してしまいました。それだって随分もう後の話だし、この前視察に行ったときに、確かにこういう鉄箱ではあれだよと。それで今、シートを張りました。破けたシート張っても意味ないのではないのと、僕らそういうところを指摘しても、質問したことと答えが全然違うことを言うのです。だから、信用性のレベルだと思うのです。やることもやっていない、隠蔽はする、そこら辺をきちっと、さっき言ったペナルティーでも何でもそうですけれども、そういうのをやらないと、そういう会社なのかと。それで水に対して、では影響があるかないかというのは、国もみんなそうですけれども、子供の甲状腺のときに、ここら辺の地域だけの数字で取らないで福島全体で取りましたよね。それで影響がないというような結果を出して、そういう隠蔽体質があるからこそ、子供を持っている親が、特にそういう帰還に関するものにまで影響が来てしまう、それで親は帰りたい、帰ったとしても、そういう放射線の影響は出るのだろうというふうに、この水に対してもそういう疑わしきものを自分たちで出しているように見えるのです。だから、そこはやっぱりデータとかそういうものだけではなくて、ちゃんとした信頼関係が、もう壊してしまっているのにまだ偉そうにしていると、俺たちが上だぞというような感じにいるので、そこの取り除くには、ぜひとも国が、我々が被害者であって、東京電力グループが加害者であるということをきちっといろんな面でやらないと何にも変わらないと思うので、そこら辺も町長、何か要望の一つ入れていただけると、双葉町民の方も納得していただけることもあると思います。

それと、水処理をして、すぐ帰るとなかなか思わないと思うのです。やっぱり様子を見てからとか、そういうふうに、例えばそういうのがなかったら、では来年か再来年あたり帰りたいなと思っていた人も、これ水を出すって、海洋放出するよとなったときに、やっぱりでは5年10年見てみよう、見てからという、やっぱり帰還意欲は下げているのは間違いないですよ。それで、またその間に隠蔽とか、そういうのが出てきたら、もっと長くなるし、もう帰還しないという判断になるのも、これはどうしようもないことなのです。我々が幾ら帰還しようというあれをしても、多分なかなかそういうふうにはいかないと思うので、この水問題、これをきちっとやって、今後東京電力の対応を見るような

一つのお題目というか、課題にしてもらって、これがきちっと国、東京電力が信用してもらえよう  
な課題になればいいなと思いますので、そこら辺うまく今後の交渉をよろしくお願いいたします。

それで、3番に、復興についてに入ります。今後の双葉町の復興に係る計画等についてお伺いいた  
します。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、復興について。今後の双葉町の復興に係る計画等についてのおた  
だしですが、平成28年に第二次双葉町復興まちづくり計画を策定し、平成29年には双葉町特定復興再生拠点  
区域復興再生計画を策定しました。これらの計画に基づき、町の復旧・復興事業及び生活再建などの  
各種施策を進めてきました。

第二次双葉町復興まちづくり計画は、5年から10年程度かけて取り組む施策を取りまとめたもので  
あり、平成28年の計画策定から5年経過する今年度までの帰町に向けた事業、施策を中心とするもの  
でした。早ければ来年6月以降の避難指示解除を見据え、帰町後のまちづくり事業、施策を取りまと  
め、「第三次双葉町復興まちづくり計画」として計画を改定するべく、現在作業を進めているところ  
です。

現在の計画策定の進捗状況ですが、役場内に副町長を議長として各課長で構成する「双葉町復興ま  
ちづくり計画推進会議」を設置し、第二次計画で掲げた施策等の検証を行い、これまでに実施してき  
た座談会やまちづくりミーティングなどでいただいた意見も踏まえ、推進会議でまちづくり計画の改  
定案を作成しているところです。また、町民の方々からも意見を伺うべく、復興町民委員会を設置し、  
11月16日に第1回会議を開催したところです。引き続き、復興町民委員会の委員の方々から意見を伺  
いながら進めたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これちょっとまとめられなくて、こういう形の質問になっているのですけれ  
ども、実際に言うと、復興計画ができた中で白地地区の問題とかいろいろ出てきたではないですか、  
一つとして。まず今、石熊行政区が一生懸命動いてくれて、だけれども、あそこの地域の方というの  
は、双葉のみならず、置場をつくってくれたり、ほかの地域に対しても多大なる貢献をしていらっし  
やる地域です。今の区長、前の区長も、いろんな形でご尽力いただいて、それで「白地地区」と言わ  
れたときに頭真っ白になったと思うのですよ、何で協力しているのにつて。そういうふうには国は冷た  
いなと私は取りました。

であれば、例えば白地地区なら白地地区ありますよね、行政区がいっぱい集まるとなかなか難しい  
と思うので、寺沢地区の方々を見本に、帰る帰らないではなくて、やっぱりさっき同僚議員が質問し  
ていたように、隣が帰らないでうちが帰ったら、さっき雨風、「台風」と言いましたけれども、雨風  
でやっぱり放射線物質が飛んでくる。やっぱりあの地域には野生動物もいます。そういうものが歩け  
ば、やっぱりそういうふうになってくるというのと、この前ちょっと新聞で、除染しても動物が家に

入り込んで汚染させている事例もあるのではないかというような記事もありました。

そんな中で、白地地区は白地地区で、例えばの寺沢の方を基本に、帰る帰らないよりも、壊したものを直して返すというのが、これは民主主義の当たり前の発想ではないでしょうか。国がどうこう言う前に東京電力が、国がやらないのだったらやってくれるというのが僕は当たり前だと思うので、ぜひとも、要望書まで出ているので、そういう方々を中心に白地地区の在り方というのを、町としても要望を上げて、町民の声はこうだということを全部やらなかったら駄目でしょうというような意見書に、モデル地域にしてやってもらうのが、それは白地地区。あと農業ですね。個別にやっぱり分けていかないと、なかなか難しいと思うのです。そして、そこの代表の方たちが集まってもらって、うちはこの農業はこういうふうにするよというような、今までのやり方が悪いというわけではないですよ、やっぱり農業なら農業、白地地区なら白地地区の委員会をつくって、これは本当お金かかると思うのですよ、かかるけれども、少しでも多い方々の意見を聴取しながら、それによって今度、大きな委員会で今やっている方々と話し合うというのも一つかなと。農業施策、今やっていますよね、やっていますけれども、実際に言うと、これは跡継ぎ問題大変ですよ。これ多分5年10年後はもう行き詰まると思うのです。そこをどうするかということ、若い農業者、やるやらないに関係なく、もしやるとしたらどうするというものもやっていかないと、行政だけで話をしてもなかなか進まないと思います。

それで、あと双葉町町民の声、町民の声も、できれば帰りたいというのは、おじいちゃん、おばあちゃんが一番多いと思うのです。その状況あるのですけれども、若夫婦とか何か、やっぱり子供の事情とかいろいろありますので、そこもやっぱり個別に委員会をつくってやらないと本当の復興の計画にはならないのではないかなと思うのです。1人2人の、大きな集まりの、みんな専門家が集まったとしても、なかなかまとまらないのではないかなと僕は思うのです。だから、無駄なのかどうなのか分からないですけれども、復興計画の少し見直しというか、関わることによって自分たちの地域へ戻りたいという気持ちがやっぱり出てくると思うのです。

例えば私の年代であれば、あともうちょっとで子育て終わりです。だけれども、仕事の問題とかそういうのもクリアすれば、60になれば、あと9年後には、私も退職するつもりです。そのときに、では私一人で双葉に戻ろうかなと。それで今度は逆に言えば、交流人口を引っ張るわけですよ。交流人口って、どこまでが交流人口だかという範囲もあるのですけれども、うちは男の子2人なので、結婚すれば2人が4人になりますよね。それで遊びに来る、何すると。それで、来ればやっぱり御飯も食べるし、買物もする。それで、税金とかそういうのはあるにしても、帰ってくれますよね。面倒見なくてもいいのですよ、まず。そういう人口をこつこつとためていくには、やっぱり幅広い意見を聞かないと、本当に力のある方々が集まっていると思うのですけれども、やっぱり底辺を見ないと先が見えないと思うのです。

それで、行政に対してもそうですけれども、このまま進んでいったら、あと15年ぐらいもつのかな

と、行政の財産が。というのは、15年もつかもたないかと僕が、本当にちゃんとした試算ではないですけれども、そういうふうには思っています。やっぱり税収がなければそういうふうになっていくので、そこも考えた中で、商工会との連携とかそういうのもあると思うのですけれども、商工業者、農業者、あとほかにもあるかもしれないけれども、その連携を密に行政と取ることによって、やっぱり町の収入を考えなくてはならないのかなと思うのですけれども、この復興計画に対して町長の、失敗とは言わないです、今までのことが、そういうふうには言っていないですから、ただ幅広く聞かないと将来性がなくなるのではないかとこのように思うのですけれども、町長のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、町の復興に関して、多くの皆さん、いわゆる各界各層、世代、そういったものを含めて話を聞くというのは、これはもうやらなくてはならないことだと思います。ただ一方で、若い人の意見を聞くようにということで、聞こうと思っても、出てきてくれないと、これ聞きようがないのです。町政懇談会、今回も11会場12か所でやりました。毎回言われるのは、何でこの曜日にやるのだ、何でこの時間帯にやるのだと。では、それをクリアするような、土曜日にやったり、日曜日にやったりします。変わらないです。その部分は、皆さん思いがあるのであるならば、自分たちの要望、要求だけではなくて、やはり関わっていくという意識があるのであれば、どんどん参加して、それぞれの意見を言っていたきたいと思います。

結構私、最近感じるのは、誤解を恐れずに言わせていただくと、要望、要求は多いのですけれども、自分たちの義務と責任はどうしたのだと、それを感じるときがあります。ほとんどの皆さんが、自分たちの要望、要求は物すごく厳しい、我々にとっては非常に厳しい要望、要求が多いです。ですけれども、では自分たちは町民として町を復興させるために何をやるのだと、申し訳ないですけれども、ほとんどやられていない方が多いです。そういうふうにするならば、いや俺らもこういうことで汗かくよと、そういうことも今後は町を復興させるためには私は必要だと思っています。あえてこれを聞いている町民の皆さんから、「あの伊澤、言いやがったな」と思う人も多いかもしれませんけれども、今正直、私の気持ちです。今後、どなたがこの立場になったとしても、やはり関わる人たちが真剣になって自分たちで何とかしようという思いがなければ、町の復興はできないと思っています。そういう部分で、多くの皆さんに関わっていただきたいと。

白地地区の話、農地の話も出ました。白地地区というのは、実は我々も最近出てきた用語で不思議に思っていたのですけれども、これマスコミの人たちいるから怒られるかもしれないですけれども、これマスコミ用語なのです。実は帰還困難区域なのですけれども、何もできないから白地、何にもできないから真っ白だから白地というふうな言葉になったというふうに私は聞いています。その白地という言葉に対して、そのいわゆる白地地区に住んでいる人たちは非常にお怒りを買っているというのも現状なのです。町政懇談会の中で、何で「白地地区」と言うのだというお怒りを受けました。もっ

ともな話です。そういったようなことで、決してそれはいい悪いではなくて、そういうふうな捉え方しているのだな、マスコミはというふうに感じました。

農地のほうは、後継者が非常に厳しい状況というのは、保全管理組合をつくって、羽鳥を中心に3地区もやってもらっています。これ非常に厳しいだろうと。今のところ、何とか荒廃しないように皆さん頑張ってやってもらっています。それって、避難指示解除してどうできますかといったら、ほとんど戻ってきてできることは少ないと。だったら、今まさにこの特例の期間のあるときに、いわゆるほとんど国費で、事務費の2%は自己負担あるのですけれども、ほ場整備をしてしまったらいいのではないかと。いわゆるどなたがやるにしても、今の小さく分けられた田んぼでは、これは物すごく労力がかかってしまうのです。だったら大規模化、簡単に言うと1町区画ぐらいの田んぼに、これはほ場整備をすることによって、では俺やってもいいよという人が出てくるはずですよ。現実には、そういうふうな状況に耕地の整備ができるのならば、やりますよという人たちがいます。

一番は戻ってきて、後継者の人たちがやってくれるのが一番ベストですけども、なかなかそれも今現状では期待できない状況になっていますから、そういうことも踏まえて町としては取り組んでいきたいと。ただ、その判断に関しては、農地を持っている皆さんの判断なのです。今のところ、一番進んでいる羽鳥地区でも七十数%の同意しか受けていません。これ90%以上にならないと、申請も何も動きません。この状況をどういうふうクリアしていくかと、そのことに対して町長はどう思うのだという町政懇談会でご質問ありましたので、「いや、私は呼んでいただければ、私が町の考え方説明させていただいて、皆さんに理解を得る、その努力はしますよ」と。残念ながら、まだ呼ばれる状況まで至っていないというのは現状ですから、そんなに時間のある状況ではないから早く取り組みたいなどは思っています。

そういったような、いろいろな問題あります。これは復興に関しては、これがという、いわゆる我々の場合は、経験のないことを今やっているわけですので、その成果に関して、これが正しい、正しくないとも誰も評価できないのですよ、実は。ですが、今やっていることを進めていくしかないだろうと。いろいろ町の取組が、ご批判もあるのは分かっていますし、正しいか正しくないかも、これは後々の人たちが判断することですので、まずはもうできることは何でもやりましょうと、可能性のあるものは何でもトライしてみようというふうには思っていますので、その辺の考えだということで、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 全くそのとおりだと思うのです。最初の町長に「あの伊澤、言いやがったな」と、町長言いやがったなと思っている人って、そういうふうな考え方であれば、あまりいないと思うのです。実際に言うことは言うけれどもやらない人は、僕もよく分かりますが、それはまちおこしも同じです。最初は批判を受けて、本当に町の有力者の方々から「ぐずぐずとできもしねえことやってよ」と、本人に言われる前に周りを固めて言われて、いろいろありますけれども、僕、今回の双葉の

復興って僕たちの世代ではないのではないのかなというのも思っているのです。それは何かというと、やっぱり次の世代が責任持てるまちづくりなのです。それが何が正しいというものは実際にはないです。

僕が聞いている中には、あそこにサーキット造りましょうという方もいます。お金の出し方もいろいろ考えながらやっている方もいるけれども、なかなか町に出てきて言えるようなことではないのですけれども、逆に今、このコロナの影響でタブレットで会議できるようになったではないですか。そういうような最先端のものを、若い人たちって、僕ももう50過ぎているのでなかなか難しいですけれども、そういう会議ができるような、ちょっと手を差し伸べて、諦めるのではなくて、差し伸べてみて、クラウドファンディングとか、いろんなものを使って、できる方向と一緒に汗をかけば、行政と一体になって、それも僕は夢ではないと思うのです。

本当にやる気になれば、今、本当に関東にお金持ちがいっぱいいらっしゃるしまして、ヘリコプターで本人は来て、倉庫、車庫を借りて、自分のスポーツカーを置いてとかというのが、かなりはやっていますよね、本当のお金持ちの中のあれですけれども。そういういろんなものを可能性を、大きく聞いて、その中で小さく、これからやろうと、小さくではないですけれども順番に、順番を決めて、これを町も補助金とかそういうのをあれするよというような、膝交えた中のあれも必要なのかなと最近思ってきました。

戻れ戻れというよりも、戻らなくてはならないのだとプレッシャーがかけられて、結局はさっきの水問題、いろんな問題があるではないですか、子供もいるとかというのを、そこをちょっと取り除いて腹を割って話すところから、やっぱりそういう委員会、その委員会を欲しいのではないのかなと。帰ってこなくてもいいから、来てくれれば、お金おろしていってくれば、町には税金が入るわけですから、そういう仕組みづくりをきちっと今後は考えたほうがいいのかと。先ほど言ったように、15年ぐらいどうなのといったときに、これ国から交付金もらえなくなったら、もうすぐバンザイですよ。その状況をつくらぬような施策にもそろそろ入っていったほうが、今チャンスと言えどチャンスなのです、何もなくなった状況で。農地だけでもなくても、そこの地元の子たちがやりたいと、やってみたい、通ってでもやりますよと。それが帰ってこなくては駄目だよという条件ではなくて、通ってもいいからやってみないかというようなことをやってみたらどうかと。私たちも来年、ちょっと計画は遅れていますけれども、自分たちでお金を出して、ちょっと仕掛けていることもあります。みんながそうやってやっていったときに、最後に一つになればいいだけです。

これ本当に、町の名前言っていいのかどうか分からないですけれども、言ってしまいますけれども、新地さんなんかは、イベントとか何かやっている、このリーダー、いろんなリーダーがいて、そいつらが責任を持ってまちづくりしています。非常に何か、見本になるというのですか、勉強させられるような、あります。

だから、そういうものを、うちの町としてもできること、お金を使わなくてもできること、将来ち

よっと有望になるようなことを進めていくべきだと思うので、ぜひ先ほど言った、今お金かかるかもしれないけれども、いろんな委員会、若い人たちに、町長分かりますよ、気持ちも、言われて「おめえら何やってくれたんだ」という気持ちも分かるけれども、タブレットとか、働く世代というのはどうしても子供のいろんなことがあったりとかというのが、子育てしてきて分かると思うのですが、そういうものがあるので、なかなか出てこれる状況ではないので、そこを踏まえて、これは要望です、そういうような最新式なタブレットをみんな持っているわけだから、そういうものを活用した会議とか、それはお年寄りたちにもタブレットの教室やっているではないですか、町のご意見とか、例えばお年寄りにすれば、定年している課長クラスの方がいますよね、近くにまだいらっしゃる方とかと話せるような場とか、そういうので、やっぱり町政懇談会も大事かもしれないけれども、そういうような最先端なことをやるのもいいのかなと思いますので、ぜひとも、これは要望なので、よろしくお願ひしたいなと思います。

では、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 議員の皆さんにちょっとお諮りしたいと思います。

引き続き一般質問を進めたほうがいいですか、それとも暫時休議して再開したほうがよろしいですか。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） では、挙手で決めたいと思いますが。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） では、休議します。

休憩 午前 11時45分

---

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位5番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） 議席番号1番、通告順位5番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1、町内役場機能回復後の拠点及び人員体制について。双葉駅前に建設が始まった町役場仮設庁舎ですが、令和4年8月の稼働開始目標とされていると思います。一方で、町内仮設庁舎の稼働開始直後においても、町外居住住民が多くなることは明白であり、これまで稼働しているいわき・郡山・埼玉3拠点を変わらず稼働し続ける必要があると考えられます。

そこで、仮設庁舎稼働開始後における4つの拠点において、どのような人員配置、機能を持たせ、

住民サービスを提供していく想定でいるか、検討状況をお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町内役場機能回復後の拠点及び人員体制について。仮設庁舎及び各支所等において想定している人員配置、機能の検討状況についてのおたただしですが、まず令和4年8月末頃に業務開始を目標としている仮設庁舎では、現在のいわき事務所で行っている業務の大部分を町内に戻し、役場としての従来からの行政事務のほか、帰町者支援業務、復興業務を行っていくことを想定しており、多くの職員が町内の仮設庁舎で勤務することになります。

一方で、現在のいわき事務所については、行政機能の規模は縮小となりますが、多くの町民の皆さんが避難されていることから、証明書の交付、各種手続などの窓口業務のほか、避難者支援業務や町外拠点に特化した業務などを行うことを想定しております。また、郡山支所、埼玉支所についても、支所機能を維持し、避難を続けられている多くの町民の皆さんの支援を継続していく考えです。

なお、議員おただしの人員配置及び機能については、町民の皆さんの行政サービス提供が十分に行えるよう、現在具体的な調整を進めているところです。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問を少しさせていただきます。

町内のインフラ等の復旧・復興業務を重点的に行う課と住民に直接対する課と、同じ役場組織といえども、役割や重視する点、違いがあるのかなというところは感じているところです。また、今後解除になると、かなり役場の職員の方の負担もかかるというふうには理解はしていて、その中で、既存超過的な勤務も発生していたりだとか、かなり負担が大きくなる中で、いろんな柔軟な考え方もあるのかなというふうに思っています。

そこで、リモートワークであったりテレワーク等を活用した柔軟な業務体制も検討できるのかなと思うのですが、その辺りの働き方みたいところは、何か検討されているところがあれば、ぜひお伺いしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

今の現状でも御存じだと思いますけれども、通常業務、災害業務、そういったことで非常に職員は大変な仕事をこなしてもらっていると思っています。そういった部分でも、実はそれぞれの支所に職員は残さなくてはならないとは思いつつも、各支所に職員を配置することによって、力の分散ということも実は一方ではあるのです。そういったことも踏まえながらやらなくてはならないということで非常に難しい問題ではありますが、今ご指摘のように、リモートワーク、テレワーク、これも十分、こういうふうなコロナ感染症の時代ですから、取り入れなくてはならないというふうに考えておりま

すが、現実、実は役場の仕事というのは、なかなかテレワーク、リモートワークってできるような分野ってあまりないのですね、いろいろ調べましたけれども。そういった部分で何かいい方法があれば柔軟に対応していきたいというふうな考えは持っておりますが、そういう部分でなかなか、ほかの職種と違って、行政機能というのはそういう部分で非常に難しいというのを考えますと、人員の不足というのはこれ否めないなと思っております。

ただ、こういう状況ですから、国、県、いろいろな自治体からの支援、応援も継続的にいただいています。特に国、県に関しましては、復興のレベルステージが違っていると、双葉町に関してはほかの被災自治体とは全然状況が違っていることを常に訴えておりますので、いわゆる加配というか、増やしてもらえるような、そういうふうな取組は今、町としてはやっています。そういったことで、いろいろ随時、その時その時に、やはり経験したことないことをやっているものですから、柔軟に対応していくしかないだろうと、そういうふうな考えでいます。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ちょっと再々質問させていただきます。

今、国、県の職員さんの体制拡充みたいなのところも要望されていきたいというお話もあったかなというふうに思っております。多分ここすごく私自身も重要ななと思っていて、解除の瞬間って多分すごくまた膨大な事務量があると思うので、ぜひ何かほかの他町の様子とかも伺えると、解除の瞬間何が起きたかみたいな話が聞けるといいのではないかなというふうに思っていて、ぜひその辺り、もし何か隣接町に関しての状況を伺っているかどうか、ちょっとお伺いできればなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

避難指示解除等に関しましては、当然先行して、双葉町以外は全て避難指示解除を行っております。そういった中で、各郡内の首長たちとも定期的に会議等々やっておりますから、そういうときの話をお聞きしたりはしております。ただ、やはり状況が、その自治体、自治体によって微妙に双葉の状況と違うのです。そういった部分で当然、類似事例に関しては、これはアドバイスをいただいて取り入れていかななくてはならないと思いつつも、双葉町独自の部分に関しては、やはり我々もしくは職員が考えて対応していくしかないのかなというふうに思っています。

そういった部分では、特に国、県から職員派遣してもらっている部分というのは非常に助かっているような感じはしています。特に国に関しては、いろいろな交付金とか補助金、こういった申請に関しては、そういうノウハウをもう彼らは知っているわけですので、いわゆる地方自治体の公務員がやるとなかなか厳しいものも、意外とルールを理解しているので、早くスムーズに行くという点の利点はすごくあるように感じています。県も、そういった部分では、広域自治体としていろいろなノウハウを持っていますから、非常に役に立って、もともとのプロパーの職員たちもそういうふうなものを身近に見て、非常に勉強になっているのではないかなという感じはしております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

それでは、続いて2番目の質問行きたいと思います。2、町外拠点の今後の位置づけについて。双葉町復興まちづくり計画（第二次）においては、復興公営住宅の整備地域や町民居住が多い地域を町外拠点として位置づけ、各町外拠点間のコミュニティ形成としてネットワークングしていくことを記載されていたかと思います。現在、計画検討されている双葉町復興まちづくり計画（第三次）においては、これらの復興公営住宅等のコミュニティを第二次計画と同様に町外拠点として位置づけることを検討しているか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、町外拠点の今後の位置づけについて。第三次双葉町復興まちづくり計画における町外拠点の位置づけについてのおたただしですが、第二次双葉町復興まちづくり計画においては、いわき市等において県が整備する復興公営住宅を双葉町外拠点として位置づけるとされており、特に平成30年より入居開始になった、いわき市の勿来酒井団地は双葉町民の方が多く住まわれ、町外拠点の中心となっています。双葉町は、早ければ来年6月以降に特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指しており、双葉町内に居住が可能となるとともに、建設を進めている役場仮設庁舎へは来年8月末頃に現在のいわき事務所より役場機能の大半を移転する予定です。

また、先日公表された令和3年度双葉町住民意向調査（速報版）によると、アンケートを送付した世帯のうち約半数の世帯からご回答をいただき、そのうち11.3%の世帯が「双葉町に戻りたいと考えている」、24.8%の世帯が「まだ判断がつかない」、60.5%の世帯が「戻らないと決めている」と回答されています。そして、「双葉町とのつながりを保ちたいか」という質問では、66.2%の世帯が「そう思う」と回答されました。

このように避難指示解除後、役場機能の双葉町への移転が行われた後も、依然として多くの町民の方が町外での避難生活を継続されることが見込まれ、また避難先でも町とのつながりを保ち続けたいと思われる方も多くいらっしゃいますので、町外拠点との連携は引き続き重要であると考えております。

このような考え方にに基づき、復興町民委員会の委員の皆さんの意見も踏まえながら、第三次復興まちづくり計画の策定作業を進めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

ありがとうございます。町外拠点として第三次計画でも位置づけるということを確認させていただけたところが一つ大きいところかなと思っています。理由としては、やはり町外拠点というか、町外に住んでいる方、今後いろいろ住民票の違いがまだあったりであったりとか、高齢者も多いこともあって、変化に対応するというのがすごく難しいのかなという中で、今後本当に帰町が進むことで様々

なまた課題が起きてくるのだらうなというふうには思っていて、さっき今ほど関係性の維持というところが今の中心になってくるというお話だったと思うのですけれども、やっぱり行政サービス上の何か支援みたいなのところも必要なのかなと思っていて、もし何か具体的に、町外拠点として位置づけることで何か具体的にどういうことを拠点、町外の住民の皆さんにしていくかみたいなのところのもしイメージが、帰還業務というか、町内の復旧・復興業務との並立というところでなかなか、パワーが分散みたいなのところもあるとは思っているので、今ご検討されているような具体的な支援イメージみたいなものがもしあればお聞かせいただけたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

町外拠点も含めて、いわゆる双葉町に戻らない方、戻れない方も含めて、そういう方たちの行政としての支援の方法、サポートの方法を、どういうものができるかということをお伺いして今検討させてもらっています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。なかなか、すごく難しい部分かなとは思っていますが、引き続き、町外拠点のコミュニティー維持というところも重要なことだと思っているので、ぜひ具体的な検討も進めていただけたらなと思います。

では、3番の質問に行きたいと思えます。3、町内の交流人口に関する計画について。2020年3月の一部避難指示解除後、JR常磐線の全線再開、東日本大震災・原子力災害伝承館及び双葉町産業交流センターの開所等に伴い、町内における交流人口の増加が見られています。

一方で、施設間や事業者間等、民間同士、民間と行政、行政同士のそれぞれの連携が不足していると感じておりまして、増加しつつある交流人口を受け止める体制が不十分であると感じており、受入れ母体の形成が重要だと考えられます。その中で、交流人口を受け止める体制を計画立てて形成していくことが必要だと考えられますが、町の検討状況をお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、町内の交流人口に関する計画について。交流人口受入れ体制の構築についてのおたただしですが、昨年3月の一部地域の避難指示解除後は、新型コロナウイルス感染症の猛威により、人の流れの状況が大きく変化しておりました。しかしながら、最近の感染者数の減少により、町内への来訪者数は確実に増加している現状であります。

双葉町産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館、また双葉駅周辺での有志による壁画などへの来訪者、また中野地区復興産業拠点への立地が進んだことによる企業従業員や関係者など、来訪される方々の目的も多様化してきております。このため、まずは来訪目的が達成され、満足度を高めるための施設運営を図っていくほか、各施設管理運営者や町内飲食・物販、宿泊施設等の関係団体、事業者との連携体制構築を進めているところです。今後は、さらなる情報共有を図り、来訪さ

れる方々のニーズを把握するとともに、町関係団体等と連携しながら広域的なツーリズムを含めて双葉町内への来訪者の流動性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

今の答弁の中で、来訪者目的の多様化であったり、広域のツーリズムという観点いただいたので、そこに関してちょっと再質問させていただきます。交流人口という、多角的に、いろんな目的を持っていらっしゃる方いらっしゃると思うのですけれども、今はちょっと観光という文脈に絞って少し再質問させていただければと思うのですが、町に復興祈念公園が建設予定であったりだとか、あと本当に地域の、隣接町であれば道の駅があったり、震災遺構があったり、博物館があったり、いろんな形でやっぱり来訪目的というのが多様になってきているなというのは今感じているところで、多分町一つだけではなく、様々な連携が必要なのだろうなと思っております、その辺り何か隣接町との検討みたいなことがされていたり、復興公園の活用みたいなことが議論が進んでいるのかどうかというのが1点お聞きしたいなというところでした。

あと事業者の連携というところでは今、この12月1日から高速バスを運行された、双葉に立地したバス会社さんもいらっしゃるとか、かなり本当に連携を深めていくことでこういった地域に人を呼び込むということができると思うので、その辺りの事業者さん間との連携、行政間との協議状況だったり、事業者さん間との協議状況、今現状をもう一度お聞かせいただけたらうれしいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まずは、他町村との連携ということで、これは町村会とか広域圏組合の管理者会議とかで、その集まったときにいろいろ話をしているのですけれども、一番言われているのは復興ツーリズム、そういったものをうまく核として、簡単に言いますと、南からどんどん、どんどん双葉郡の場合は復興が進んできていると、そうしたときに、まず南の玄関の入り口である広野から檜葉のJヴィレッジ、ここからスタートして6号線を通るルート、富岡町、川内村、そして大熊、双葉、浪江と、そういうふうなルートの構築というのも必要でしょうと。あとは観光業者というか、旅行会社、旅行のプロの人たちにもそういうふうな部分で入っていただいて、そういうふうなプランを立てていただくというのも一つの手かなというふうな感じをしています。

ただ、私個人的に感じているのは、そういった方たちが来て、どうしても、滞在してくればある程度経済効果というのは期待できるのだろうと、ところが通り一遍で、通り抜けていくというか、すっと戻ってしまうような状況ですと、あまり効果は期待できないのかなと。そこに合わせて、やはり宿泊もセットでできるようなものということになると、規模的に、例えば100人とか200人規模というぐらいの旅行というのは、ある程度今の感覚だと結構普通にできるのですよね、できるのですけれども、残念ながら双葉郡内の宿泊施設がそれを完備しているかと、それをキャパ的に受け入れることが

できるかという、なかなかできないです、現実には。その辺がちょっとネックになってくるのではないかなという心配をしております。

そういう部分で、旅館というか、宿泊施設の皆さんも連携して、うまく来た観光客というか、視察に来た人たちの宿泊もうまく分散できて、振り分けて、お互いウィン・ウィンの関係になれるような取組というのは必要ではないかなというのは、個人的には思っています。ただ、どうしても宿泊業者の人たち、ホテルをやっている人たちも、結局ライバルですから、なかなかその辺の連携がうまくいくかという、これは今後の課題だと思っています。それも含めて、これはやっぱり各行政が関わって、そういう人たちとしっかりお互いに、いい方向に行くのであれば、連携できるような取組というのは、我々もサポートしていかなくてはならないというふうに考えております。

全体的には非常に難しい、これは取組だと思うのですよね、連携って、いろいろな職種が違いますし、行政であったり、民であったり、観光関係とかツーリズム関係とかという、全部が一体的にできるかという、なかなか連携は難しいのですけれども、行政としてどこまで連携して、いわゆる我々はサポートに回るような立場になると思うのですけれども、どれだけできるかというのは、今後検討して、なるべくそういうふうなことが具現化できるように我々もやっていきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ちょっと再々質問させていただきます。

今、町のほうで検討中というところはたくさんあるとは思うのですけれども、今国としても「観光立国」という方針を打ち出しながら、かなり大きな予算つけていると思うので、これが一つの、逆に観光の予算を呼び込むことも一つの地域再生の手段の一つになるのではないかなと思っていて、そういった意味でもぜひ計画に落とし込むということをしていただくのがいいのではないかなと思っていて、今回の第三次計画にその辺りもどこまで盛り込めそうかみたいところが、何かもし追加でお話しできることがあれば、ぜひちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えします。

そのことにつきましては、担当は復興推進課になりますので、復興推進課長のほうから説明させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 横山復興推進課長。

○復興推進課長（横山 敦君） ただいまの山根議員のご質問なのですけれども、計画のほうには、交流人口拡大というような形で、皆さんの意見を聞きながら進めていければと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時25分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

## 令和3年第4回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年12月9日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第106号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第107号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第108号 双葉町営住宅条例の全部改正について
- 日程第4 議案第109号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第110号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第111号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第112号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第113号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第114号 双葉町下水道条例の一部改正について
- 日程第10 議案第115号 下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の一部変更について
- 日程第11 議案第116号 財産の処分について
- 日程第12 議案第117号 財産の処分について
- 日程第13 議案第118号 財産の処分について
- 日程第14 議案第119号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第120号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第121号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第122号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第20 議員派遣変更の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

---

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 中里戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（中里俊勝君） 昨日12月8日の第4回議会定例会の小川貴永議員の一般質問の説明の中で、私の発言の一部について議事録の訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま中里戸籍税務課長から、12月8日の会議における発言について、お手元に配付しました発言訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

したがって、中里戸籍税務課長からの発言訂正の申出を許可することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前 9時01分

---

再開 午前 9時07分

○議長（伊藤哲雄君） 再開します。

---

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第106号から日程第17、議案第122号まで、それぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

---

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第106号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第106号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第107号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第107号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第108号 双葉町営住宅条例の全部改正についてを議題とし

ます。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第108号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第4、議案第109号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第109号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第110号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第110号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第111号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第111号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第111号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第112号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第112号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第112号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第113号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第113号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第113号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第114号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第114号 双葉町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第114号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第115号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第10、議案第115号 下水道災害復旧工事(2工区)請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) この請負契約の一部変更でありますけれども、全員協議会でも建設課長のほうから説明がありましたけれども、この請負事業者、町内の下水道事業には震災前から数多く請け負っておりまして、手がけておりまして、いろいろこの下水道事業には精通している、熟知している事業者かなというふうに思っております。今回も、この町内の下水道災害復旧に多岐にわたって請け負

っている事業者であります。いろいろ工事が想定外の難航を来したということで、これほどの増額の請負の変更となっておりますけれども、もう一度この理由をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問に、建設課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 岩本議員のご質問に対してご説明いたします。

今回の下水道災害復旧工事（2工区）の増額でございますが、こちら駅前のところの新山鴻草線、その部分で、深さ約10メートル付近のところでは推進工事のほうを行ってございましたが、こちら直径が400ミリの管で推進工事を行ってございました。そうしたところ、発進立て坑から約2.5メートルの箇所ですらコンクリートの塊にぶつかりまして、400のやつでは推進できないということで、一旦その400ミリの推進の機械を引き上げて、新たに800ミリ、大きい管のやつで推進を行いまして、その支障となっているコンクリートの塊のところまで行ってそれを撤去する工事をいたしまして、そのため推進の直径の変更とか、そういう撤去の費用ということで約1,500万円の増額となりました。そのほか、ちょっと立て坑のほうで薬液注入で掘削をしたのですが、途中途中で軟弱地盤で、有機質、カヤの根っことか、そういうのが入った腐植土層がございまして、そちらのほうから薬液注入してもなかなか固まらない、硬くならないということで、湧水などがございまして、再度薬液注入の追加ということで行いまして、そちらのほうで約200万円ほど増額となっております。こちらが主な増額の理由となっております。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご説明をいただきましたけれども、いずれにせよ、いろいろ災害復旧ですから思わぬことが工事の中で発生するかというふうに思います。でも、いろいろ工事前の綿密な工事の調査等々、図面やらいろいろ、多く下水道事業を手がけている事業者だというふうに思いますので、ほかの工区も同じように下水道の災害復旧に手がけております。11月の臨時会でも、道路の災害復旧、下水道の災害復旧で契約の見直し、増減はありましたけれども、そういったことも生じております。くれぐれもほかの工事にも支障ないようにご指導していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ、私は反対ということではないですけれども、工事やる上でのルールを守っていないと思うのです。例えば双葉では今全町避難で住んでいる方がいらっしゃる。ただ、一時帰宅等で戻っている人がいるのです。そこが自分の家に入れられないということもあります。また、営業をしているところの道路を、入れられないような工事をしたり、また通行止めの看板等を出さない、そういうのが当たり前に見受けられるのですけれども、そういうやらなくてはならないと

ころをやらないで、では増額というのはおかしいのかなと思うのです。道路通行止めは取っているのですかという話をすれば、取っていますと。看板出さなかったら、それ通行止めになりますか。なりますか。それを言っても出さないでやっているのですよ。ましてや、営業しているところで、何でいつからやるのという、ご挨拶って普通道路工事にありますよね。一切ありません。それは、ほかのところからも聞いていて、実際にそれを注意しても一切、例えば地権者とか営業しているところとかに一切何も無いのですよ。何回か注意されていても、いまだかつてそういう最低限のルールを守れないところに、では増額ですよと、いろんなこと言われても信用ができないのですけれども、町としての管理も僕はおかしいと思いますけれども、そこら辺どういうふうにお考えなのでしょうか。仕様書というものがあるのですけれども、仕様書にのっとらないでやるような工事が実際許されるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

先日の議会全員協議会でもご指摘ありました。この件に関しまして、事実確認ももちろんですけれども、そういうふうな事例があったとするならば、これはゆゆしき問題ですので、しっかりと町のほうからも嚴重注意をしなければならぬということ、事実確認してそういったものが、今後請け負った事業者がそういうことのないように厳しく監督をしなければならぬと思います。まず、そのような件については、あってはいけないことだと思いますので、しっかりと現場の監督をさせるように指導を徹底させていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 実際に私が、その場所で、看板がなく通行止めと、私4回注意しました。一番最初に言ったことは、まずそれはもう課長も現場に来て何しているというのは、事実確認は、全協の後にできたはずですよ。もう来ているのですから。町担当者とも話をしました。これは4回のうちに、条件というのはやっぱりちゃんと最低でも、地権者も帰ってくる方もいらっしゃるのだから、そういうものに対してちゃんとやりましょうねと、通知でも何でも、営業しているところには、2軒あります、そこにはちゃんと挨拶しましょうねと。それから1か月以上たった中で、それが一つたりともなされていません。それどころか、ひどいことに、片側だけだったら分かりますが、反対側まで、知らなかったと、行政としては知らなかったと、両方塞ぐような工事をやっちゃってしまっている。それも挨拶がないと。知らなかったということ。だから、そういうのというのは、やっぱり皆さん避難されているわけですよ、町民の皆さんから見れば。来ましたと、入れませんでしたと、何も聞いていませんでしたというのを防いでほしくてご助言はしました。

普通であれば、そこにいる人、何しているという、双葉町の工事をやるのであれば、いついつから工事しますよというような通知が、私、今郡山市にも避難していますけれども、前の道路がいついつからこういうふうになりますよということは、結構前に、工事の前に来るのですけれども、そういう

のは双葉町の仕様書に入っていないのか。町長の言うの分かるのですよ。やりますよではなくて、もうその注意された以降も何もしていないという現実があるのです。そういうところで、工事をする資格があるのか。嚴重注意だけで済むのか。幾ら注意されても何も改善されないで、では工事にお金がかかったから調査ちゃんとしたのでしようとなりますよね、僕らは。調査して予算がおりているわけだ、予算増額やったときに、信用できますか。ちゃんとしたルールにのっとった工事でなければ、町発注業者としては正しくはないと私は思います。

それで、さっきは管理のほう、町長は知らなかったのかもしれませんが、管理側としての町としての責任もこれは重大にあると思うのですけれども、そこら辺も踏まえて、僕はこの予算、まだ討論ではないのであれですけれども、疑問を持つのですけれども、そこら辺ちょっとお答えしてもらっていいですか。今からやるのではなくて、今もう遅いぐらいに言われていて、逆に言えば、町長の耳に入っていなかったというのは、これは担当課の大きな責任になると思うのですけれども、そこら辺ちょっとお答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

この件につきましては、先日の議会全員協議会后、私のほうから直接建設課長のほうに、その事実確認、さらには議員の話していたとおりの事象があったとするならばしっかりと注意をして改善させるようにという指示を出しております。その後、そのことに関しましては、建設課長のほうに説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員のご質問に対してご説明いたします。

今回の工事は4工区なのですが、こちらのほうの交通管理等の周知について、ちょっと不手際、周知漏れがあったということで大変ご迷惑かけたということで、一度ご指摘を受けまして、その後、周知等は急ぎ交通規制の日程等をつくりまして関係者には配布したところだったのですが、その後ちょっと現場のほうで末端の作業員まで周知が行っていないということで、ちょっと勝手に片側通行したという事例もございましたので、その辺はもう嚴重に注意いたしまして、施工業者及び担当の監督員のほうにも強く指導してございます。ということで、今後このようなことはないようにしたいと考えておりますので。

以上でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今、答弁した中で、周知したと言いましたよね。周知、まだしていませんよ。全部本当に出したのですね。ちゃんといついつからいつまで工事するという周知した。今の答弁は、議会ですだから、これ議事録に残りますけれども大丈夫ですか。周知されていないはずですよ。

（「議長」と言う人あり）

○5番（菅野博紀君） 今、僕が話しているの。議長、ちゃんと止めてください。

周知をするというのは、いついつからいついつまで、そこら辺の道路の隣接の人はいますよね、僕は今町長に最初に言った質問の中では、町長が答えている中で、僕、最初言ったではないですか、全域避難で一時帰宅する方、そういう方を含めて、営業している方、関わる方に周知したと今言いましたよね。これを周知していなかった場合はどういうふうになるのでしょうか。

というのは、これは周知はしていないと僕は思います。ではこれ、逆に次の一般質問でやりますしあれですけども、やっていないことまでやっていると言うのはちょっとおかしいと思います。言っても、役場が指導しても、その業者さんがやらないというのは、これは実際発注者にも問題はありますよ。だけれども、原因者がそういうことをしている者に対して、町としては何らかのあれを出さなくてはならないときに来ているのです。

さっき言ったように、僕4回あるのです。その中で毎回言っていることは、周知をなさないと、工事の。それはやっぱりさっき言ったように、もう一回言います。双葉の方って、まだ全域避難しているわけです。簡単に言うと、その地権者の方というか、そういう方が、自分のところの家壊れたら壊れた、壊す前に見に来た、いろいろありますよね。その中で、遠いところから来るのですよ。それを周知しているというか、送っているだけでも、話しているだけでも、その日には来ないですよ、入れなかったら。そういうために僕は周知するべきだと思うのです。

営業者だってそうですよ。工事やっているのとか、そういうのでは、いろいろなものがあるのに、周知したと言うのであれば結構です。それがほかのところでもそうですから。周知していないですから。町場の通行止めの場所もありますけれども、そういうところでも見られるのです、そういうことが。周知したという答弁だったので、それは間違いないということによろしいですね。

もう再々質問なので、これ以上はできませんので、周知していないものを周知したと言うのであれば、これは全くもって遺憾ですので、そこら辺ちゃんと考えて、逆に言えば、答弁していただきたいです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったような事実確認を、もちろんもう一度確認をさせていただいて、そういったようなことが改善されていないというふうなことであれば、町としてしっかりとしかるべき措置を取らせていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 議案第115号 下水道災害復旧工事（2工区）請負契約の一部変更に対して反対の立場を取らせていただきます。

工事現場の形状、地質、障害物があったということで、いろいろと問題があったにせよ、事業者の綿密な工事現場の調査の不備、設計図面というものがあるかどうか分かりませんが、そういった誤りと申しますか、いろんな意味での問題があったのかなというふうに思いますので、今後しっかりやっていただきたいという意味もありますけれども、この議案には反対をさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） この議案に対してなのですけども、変更の理由、実際コンクリートの塊等あって、岩盤があって、そういうお金がかかりますということで、町の復旧に向けては絶対必要な工事だと思いますので、遅れることによっていろんな障害が生じるかなと、変更理由も納得できるので、私は賛成いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は、議案第115号に対しては反対の立場を取らせていただきます。

町の復興も大事ですが、ちゃんとしたルールを守った工事でなければ、今後何が起きるか分からない。周知した、看板も何も出さない、これは一番最初に言った家に入れないだろうというような問題とか、町民のためにやる工事であって、今後そんなことで復興の足かせになるのであれば、ちゃんとしたことをやってもらって、時間をかけてやってもらっても私はいいと思っています。ちゃんとしたルールを守ってきちっとやるような業者であればあれですけども、そういうところからもやっぱりきちっとした対応を取らなくてはいけないと。私は議会の議員の立場として、はっきり反対させていただきます。ちゃんとしたルールを守ってやっていただければ問題はないと思いますが、今回は反対の立場を取らせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 次に、議案に賛成の発言許します。

3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 議案第115号、今町が復興に向けて一生懸命やっておりますので、やはり工事が遅れるということはちょっと問題かなと思ひまして、私はこの議案に賛成いたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第115号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤哲雄君） 起立多数です。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第116号 財産の処分についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ちょっと1点だけ気になっていることがあって。中間貯蔵施設に、事業に売り払うということなのですけれども、いまだかつて当町の受入れに関してはパイロット搬入となっているのですけれども、本格搬入にもしなっているのであれば、いつからなのか。今後、本格搬入というものはないのかなと。私自体、パイロット搬入の意味は、環境省からの説明の中で、議案に反対ではないのですよ、そこのところがちょっと不透明だなと思いながら聞いているのですけれども、パイロット搬入というのはあくまでも試験搬入ですという環境省からのご説明がありました。いつから本格搬入なのか、その本格搬入になったところの説明もないし、なっているのであれば、いついつからなっているのか。今後、パイロット搬入のまま終わるということは、これはおかしいことなのかなと思っているのですけれども、そこら辺お答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

パイロット輸送ということで、従前から環境省のほうから話を受けております。町としましても、それ以降、本格輸送という話は一切環境省のほうから説明も報告も受けておりませんので、認識としてはパイロット輸送と、そういうふうな判断でおります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） それは、ちょっと今の答弁は分かるのですけれども、町としてもちゃんと環境省と話をし、パイロット搬入というか、試験搬入のままで終わっているといったら、試験的に今度出すのですかという話になってしまう。あの当時は「本格搬入」という言葉を出すこと自体が大変なことになるので、そういうあれですけれども、やっぱり残った仕事ではないですか。この議案に対して、中間貯蔵に関してはあれですけれども、やっぱりそういう、さっきも言ったように、ルールってあるではないですか、世の中のルールって。来ないのではなくて、町長、行政として呼んだらいかがですか。呼んで、いつになったら本格搬入になるのだということを、ちゃんと一つ一つをきちっとしないうちに次の段階に移っていくことができないと思うのです。

もうほぼほぼ搬入も終わっているわけではないですか。その中で、町の財産の売払いですよとかというのは、これは町のものというのは、土地とかそういうのは町民全体のもので、皆さんが納得できるような、多くの皆さんが、100%とは言いません、多くの皆さんが納得できるような形づくりというのは必要だと思うので、まずその本格搬入の面も、今後どういうふうに進めるのかというか、本当は実際に言ったら、本格搬入という形の発表も実際、メディアさんも来ているので、どこかでやらなくてはならないことだと思うのですけれども、そこら辺どういうふうにお考えなのでしょう

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

パイロット搬入ではなくて本格輸送というふうな認識というか、その件に関しましては、今ご指摘ありましたように、環境省のほうに、その試験輸送、パイロット輸送がいつ本格搬入になるのか、そういうふうな考え方に関してもししっかりただしていきたいと思います。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前 9時44分

---

再開 午前 9時44分

○議長（伊藤哲雄君） 再開します。

---

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほど菅野議員の質問に対しまして、「再々質問」という言い方をしましたが、「再質問」ということで訂正を願います。

---

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第116号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

休議します。

休憩 午前 9時46分

---

再開 午前10時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

---

◎議案第117号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第117号 財産の処分についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第117号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第118号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第118号 財産の処分についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第118号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第119号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第119号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第11款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第15款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第16款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第17款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第21款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 7ページになります。第3款民生費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 第12の委託料なのですけれども、子育て世帯への臨時特別給付金システム改修業務委託なのですけれども、当町としては、これ多分10万円、国で一番最初に5万円現金で5万円がクーポン券というあれなのですけれども、クーポン券に係るシステムなのか、それとも当町は現金でやりますよというようなシステムなのか、どのようなシステムの内容なのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問に、健康福祉課長に説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋秀行君） 菅野議員の質問に説明させていただきます。

こちらの委託料のほうですが、国で言っています、まず先行的に5万円給付するシステムの改修費用でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） このシステム分かるのですけれども、これはもう今月中の話だと思うのですよ、12月中だと思うのですけれども、ある程度方向性を市町村に任せるという形になっていて、今この予算を、10万円もう直接渡してしまうという地方自治体と、いろいろな感じであるのですけれども、それを変更して10万円、例えば今回もう払ってしまいますよとなったときに、この50万円ですね、50万円ですけれどもそれにも対応できるのかな。であれば、ここで予算をちょっと多めに取っておかないとまずいのかなと。あともう一つ言わせてもらえば、クーポン券、双葉町民配られても、なかなかちょっと大変なのかなと。双葉の町で今店として運営しているところは2軒ぐらいしかないの、そこで買物できる云々で、これ地域の、要はお金を動かすための施策でもあると思うのですけれども、そこら辺を、例えば本当に10万円を出す方向なり何なりというのはやっぱり行政のほうだと思うのですけれども、万が一10万円をこのままやったときに、来年、入学前にやるということ、またここに50万円かかるのであれば、一気に例えば10万円のできるようなシステムの改修がこの50万円のできるのか、お聞きします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋秀行君） 菅野議員の再質問に説明させていただきます。

まず、こちらの5万円の給付の部分ですが、こちら国においては予備費を計上しまして、予備費にての対応をするということで、さらに5万円のクーポン券の事業につきましては、国において補正予算を計上して、その補正予算にて対応するということですので、今回こちらでお願いしている事業費については当初の5万円分であって、残りのクーポン分につきましては、町では現状見まして現金給付にて対応したいというふうに考えております。国の補正予算の成立後に5万円分を新たに給付したいというふうに考えています。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほど菅野議員の答弁に際しまして、「再々質問」と言いましたけれども、「再質問」ということでよろしく申し上げます。

---

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 何か厳しい質問はあまりしていませんので、早く再々質問の次に質問できなくなってしまうので、2回目ということは、よっぽど嫌われているのかなと僕も思いますけれども、質問してほしいのかなと。

ただ、これ大事なことですけれども、町長、例えばここで国の予算であれ何であれ、やっぱりこれのできるのであれば、もう早めにやってしまうのも一つなのかなと。担当課の事務事業の中で、それがもう1回でやっしまえば済むことによって、一般質問の答弁でもいただいたように、今、通常業務、特別業務、災害業務、いろいろありますので、そこら辺ちょっと内部で検討して、できるのであれば一括のほうが相手も喜ぶと思うし、行政内でもそのほうがいいのかと思いますので、そこら辺どういうふうにお考えなのか、検討していただければいいかと、少しでも検討できればいいのかなと思いますので、再々質問のほうの答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この給付金に関しましては、国のほうでも、総理大臣の発言では、10万円現金給付でもというふうな理解を示すような発言をしておりますがしかし、国でしっかりした方向性を示していただかないと、基礎自治体、地方自治体のほうは、事務経費の部分の問題もありますし、そういったことで、どちらかに方向性を示していただいたほうが基礎自治体としてはやりやすいというのはこれは当たり前なのですけれども、一方で今回問題になっているクーポン券の事務経費、900億円近く経費がかかるというふうに報道されております。この部分が今回論点になっているという部分があるのですけれども、そういった部分が、いわゆる経費削減ができて、しっかりと皆さんに配ることができるのであるならば、町として、先ほど健康福祉課長話したように、一括でできるような取組を検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 第9款消防費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第11款災害復旧費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決をいたします。  
この採決は起立によって行います。  
お諮りします。議案第119号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
（起立全員）
- 議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。  
よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第120号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤哲雄君） 日程第15、議案第120号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。  
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。  
第4款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国民健康保険事業費納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第120号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第121号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第16、議案第121号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第121号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第122号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第17、議案第122号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第122号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員派遣変更の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第20、議員派遣変更の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。  
よって、議員を派遣することに決定しました。
- 

◎閉会の宣告

- 議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
これで令和3年第4回双葉町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午前10時20分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                    伊 藤 哲 雄

署名議員                作 本 信 一

署名議員                石 田      翼